

開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時【未校正】

会議の名称	令和6年第4回取手市議会定例会				
招集年月日	令和6年12月 2日				
招集の場所	取手市議会議場				
開会及び閉会日時並びにその宣告者	開会	令和6年12月 2日午前10時00分		議長	岩澤 信
	閉会	令和6年12月25日午前10時19分		議長	岩澤 信
会議録署名議員の氏名	10番	鈴木三男	11番	関川	翔

招集に応じた議員の氏名及びその年月日

令和6年12月 2日

1番	長塚美雪	13番	岩澤 信
2番	本田和成	14番	落合信太郎
3番	岡口すみえ	15番	石井めぐみ
4番	古谷貴子	16番	金澤克仁
5番	杉山尊宣	17番	細谷典男
6番	佐野太一	18番	山野井隆
7番	海東一弘	19番	染谷和博
8番	根岸裕美子	20番	佐藤隆治
9番	久保田真澄	21番	入江洋一
10番	鈴木三男	22番	赤羽直一
11番	関川 翔	23番	遠山智恵子
12番	小堤 修	24番	加増充子

令和6年第4回取手市議会定例会会議録（第1号）

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和6年12月 2日午前10時00分			議長	岩澤 信	
	散会	令和6年12月 2日午後 2時25分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 24名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ⊗公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	前 野 拓		事 務 局 次 長	澤 部 慶		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	康英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸行
総	務	部	長	吉	田文彦
政	策	推	進	部	長
財	政	部	長	齋	藤嘉彦
福	祉	部	長	田	中英樹
健	康	増	進	部	長
ま	ち	づ	く	り	振
建	設	部	長	野	口昇
都	市	整	備	部	長
教	育	部	長	渡	来真一
消	防		長	浅	野和生
総	務	部	次	長	井橋貞夫
会	計	管	理	者	岡田直紀
総	務	課	長	立	野啓司
財	政	課	長	石	塚幸夫
課	税	課	長	松	崎剛
高	齢	福	祉	課	長
障	害	福	祉	課	長
都	市	計	画	課	長
指	導	課	長	谷	池公治
教	育	総	合	支	援
		セ	ン	タ	ー
		長			
			丸	山	信彦
			大	久	保益雄
			鈴	木	哲也
			秋	山	和也
			稻	村	忠弘
			谷	池	公治
			松	崎	剛
			石	塚	幸夫
			立	野	啓司
			岡	田	直紀
			井	橋	貞夫
			浅	野	和生
			渡	来	真一
			野	口	昇
			彦	坂	哲
			鈴	木	文江
			田	中	英樹
			齋	藤	嘉彦
			吉	田	文彦
			黒	澤	伸行
			伊	藤	哲
			石	塚	康英
			中	村	修

令和6年第4回取手市議会定例会議事日程（第1号）

令和6年12月2日（月）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 承認第4号 取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第5 承認第5号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について

日程第6 議案第66号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第67号 取手市行政組織条例の一部を改正する条例について

議案第68号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第69号 取手市奨学基金条例の一部を改正する条例について

議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について

議案第71号 市道路線の認定について

議案第72号 市道路線の変更について

議案第73号 指定管理者の指定について

議案第74号 指定管理者の指定について

日程第8 議案第75号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）

議案第76号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第77号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第78号 令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9 請願第4号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願書

請願第5号 情報公開・公文書管理の改善を求める請願書

日程第10 委員会提出議案第2号 取手市議会会議規則の一部を改正する規則について

委員会提出議案第3号 取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第11 市政に関する一般質問

①染谷 和博 議員

②鈴木 三男 議員

③山野井 隆 議員

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第 4 号 取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 5 承認第 5 号 令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分の承認について

日程第 6 議案第 6 6 号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 6 7 号 取手市行政組織条例の一部を改正する条例について

議案第 6 8 号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 6 9 号 取手市奨学基金条例の一部を改正する条例について

議案第 7 0 号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について

議案第 7 1 号 市道路線の認定について

議案第 7 2 号 市道路線の変更について

議案第 7 3 号 指定管理者の指定について

議案第 7 4 号 指定管理者の指定について

日程第 8 議案第 7 5 号 令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 7 6 号 令和 6 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 7 7 号 令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 7 8 号 令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 9 請願第 4 号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願書

請願第 5 号 情報公開・公文書管理の改善を求める請願書

日程第 10 委員会提出議案第 2 号 取手市議会会議規則の一部を改正する規則について

委員会提出議案第 3 号 取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 11 市政に関する一般質問

①染谷 和博 議員

②鈴木 三男 議員

③山野井 隆 議員

令和6年第4回取手市議会定例会会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
1	12月2日	月	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（染谷・鈴木・山野井議員）
2	12月3日	火	本会議	午前10時	一般質問（石井・久保田・海東・入江・古谷・関川議員）
3	12月4日	水	本会議	午前10時	一般質問（根岸・佐藤・小堤・加増・遠山・落合議員）
4	12月5日	木	本会議	午前10時	一般質問（岡口・長塚・本田・杉山・細谷・佐野議員）
5	12月6日	金	本会議	午前10時	議案質疑・付託
6	12月7日	土	休会		
7	12月8日	日	休会		
8	12月9日	月	委員会	午前10時	総務文教常任委員会
9	12月10日	火	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会
10	12月11日	水	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
11	12月12日	木	委員会	午前10時	議会運営委員会
12	12月13日	金	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決
	12月14日 ～ 12月24日		休会		議事整理日
24	12月25日	水	本会議	午前10時	議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決・閉会

議事の経過

午前 10 時 00 分開会及び開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 24 名で、定足数に達しております。よって、令和 6 年第 4 回取手市議会定例会は成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。今定例会における会議録署名議員は会議規則第 88 条の規定により、議長において鈴木三男君及び関川 翔君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（岩澤 信君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期については、本日から 12 月 25 日までの 24 日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から 12 月 25 日までの 24 日間と決定しました。なお、会期中の会議予定については、サイドブック스에登載したとおりであります。

日程第 3 諸般の報告

○議長（岩澤 信君） 日程第 3、諸般の報告を行います。閉会中に行われました一部事務組合議会の報告については、サイドブック스에登載したとおり、常総地方広域市町村圏事務組合議会について赤羽直一君から、茨城県南水道企業団議会について根岸裕美子さんから、龍ヶ崎地方衛生組合議会について杉山尊宣君から、取手地方広域下水道組合議会について小堤 修君から、利根川水系県南水防事務組合議会について鈴木三男君から、取手市外 2 市火葬場組合議会について石井めぐみさんから報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4 承認第 4 号 取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（岩澤 信君） 日程第 4、承認第 4 号、取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。ただいま議題となっております承認第 4 号につきましては、11 月 27 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。承認第 4 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、承認第 4 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。

質疑に先立ちまして議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について、疑義をたずために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第 4 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 4 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論に先立ちまして議員各位に申し上げます。討論は、議会基本条例第 11 条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また、会議規則第 69 条に表決には条件をつけることはできないとあります。反対の内容をとうとうと発言して終わってみれば賛成すること及び何々を求めて賛成・反対との討論は行わないよう、厳しく注意いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。

これから承認第 4 号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。本日メールでお送りした入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○議長（岩澤 信君） 全員の入室を確認しました。

承認第4号、取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

日程第5 承認第5号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について

○議長（岩澤 信君） 日程第5、承認第5号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてを議題といたします。ただいま議題となっております議案につきましては、11月27日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。承認第5号について、会議規則第37条第3項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、承認第5号について、会議規則第37条第3項の規定により、説明を省略することに決定しました。

議員各位と執行部の皆さんに申し上げます。一般会計補正予算に関する本会議における質疑は通告制で行うこととなっております。本案に対して質疑の通告がありませんでしたので、承認第5号に対する質疑はこれで打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

承認第5号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、承認第5号

は承認することに決定しました。

日程第 6 議案第 66 号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岩澤 信君） 日程第 6、議案第 66 号、取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。ただいま議題となっております議案第 66 号につきましては、11 月 27 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 66 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第 66 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。

ここで議長より申し上げます。議案第 66 号、取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法第 243 条の 2 の 7 第 2 項の規定により、11 月 26 日付で本職から取手市監査委員に意見を求めました。これに対し、サイドブック스에登載した資料のとおり、11 月 27 日付で取手市監査委員から、地方自治法第 243 条の 2 の 7 第 2 項の規定に基づく監査委員の意見についてを受け取りましたので御報告いたします。本会議における質疑は 12 月 6 日に行います。

日程第 7 議案第 67 号 取手市行政組織条例の一部を改正する条例について

議案第 68 号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 69 号 取手市奨学基金条例の一部を改正する条例について

議案第 70 号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について

議案第 71 号 市道路線の認定について

議案第 72 号 市道路線の変更について

議案第 73 号 指定管理者の指定について

議案第 74 号 指定管理者の指定について

○議長（岩澤 信君） 日程第 7、議案第 67 号から議案第 74 号までを一括議題といたします。ただいま議題となっております議案につきましては、11 月 27 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 67 号から議案第 74 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第 67 号から議案第 74 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は 12 月 6 日に行います。

- 日程第 8 議案第 75 号 令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 8 号）
議案第 76 号 令和 6 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 2 号）
議案第 77 号 令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
2 号）
議案第 78 号 令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（岩澤 信君） 日程第 8、議案第 75 号から議案第 78 号までを一括議題といたします。ただいま議題となっております議案につきましては、11 月 27 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 75 号から議案第 78 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第 75 号から議案第 78 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は 12 月 6 日に行います。

- 日程第 9 請願第 4 号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願書
請願第 5 号 情報公開・公文書管理の改善を求める請願書

○議長（岩澤 信君） 日程第 9、請願第 4 号及び請願第 5 号を一括議題といたします。請願紹介議員の紹介に関する発言を許します。

まず請願第 4 号について、杉山尊宣君。

〔5 番 杉山尊宣君登壇〕

○5 番（杉山尊宣君） 皆様、おはようございます。創和会、杉山尊宣です。それでは請願第 4 号、脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願書について、紹介議員を代表して請願趣旨を読み上げさせていただきます。

・請願趣旨

この病態は、脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外に漏れ出す、又は脱水などで髄液が減少してしまい、起立性頭痛、頸部痛、悪心、めまい、耳鳴り、聴覚過敏、光過敏、視機能障害、うつ、全身の倦怠感、ふらつき、高次脳機能障害などが起こります。発症の原因としては交通事故等の外傷を要因とするものや、遺伝疾患などで発症すると言われております。更に原因不明の頭痛やめまい、倦怠感を訴えている不登校の児童生徒や起立性調節障害と診断されたが治療しても改善しない児童生徒の中には、脳脊髄液減少（漏出）症が原因の可能性があります。しかし、この病気は通常の検査では診断が出来ず、専門医が髄液漏れの診断可能な検査（放射性同位元素検査）をして診断されるため発見が非常に難しいのが現状です。現在まで、茨城県内には脳脊髄液減少（漏出）症の専門医が

在籍した病院がありません。そのため、県外の遠方の病院まで何時間もかけて通院せざるを得ませんが、脳脊髄液減少（漏出）症の患者は起立位や座位で症状が悪化するため通院のための長時間の移動は非常に厳しく辛いのです。その上、この病気の大変なところは完治が無く長期間において症状が続き、長期的ケアが必要なことです。唯一漏れを止める治療のブラッドパッチ療法をしても漏れはなかなか塞がらず、複数回行うことが一般的です。しかし、県内では保険適用で長期間にわたり病態などを総合的に経過観察を出来る医療施設が無いのが現状です。脳脊髄液減少（漏出）症患者は全国に数十万人いるといわれ、多くが難治性の患者です。しかし、難治性の患者の確立した治療法も無ければ、難病指定もされていません。連日昼夜問わず続く頭痛に効果のある薬は無く、苦しんでいる患者は半数以上です。早急に難治性の患者の救済をするために、新しい治療法の研究、そして、難治性の長期疾患患者の難病指定を望みます。難治性の患者だけでなく患者家族も限界であり、早急に対応してください。以上の趣旨から、下記事項を請願します。

・請願事項

- 1 茨城県内に専門医のいる拠点となる病院を一か所確保するように県に求める意見書を提出すること。
- 2 厚生労働省においては国の研究機関で難治性の患者の診断基準の確立を急ぎ、治療方法の開発研究をし、治療体制を整える事、更に難治性の長期疾患患者を指定難病へ追加する事を要望する旨の意見書を国へ提出すること。

以上、地方自治法第 124 条の規定により請願いたします。

令和 6 年 1 1 月 2 0 日

紹介議員を代表いたしまして、皆様の御賛同のほう、よろしくお願い申し上げます。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 次に、請願第 5 号について。

加増充子さん。

[24 番 加増充子君登壇]

○24 番（加増充子君） 加増充子です。請願第 5 号、情報公開・公文書管理の改善を求める請願書。この請願趣旨を読ませていただきます。

・請願趣旨

取手市情報公開条例は「市民の知る権利を保障することにより、公正で民主的な市政の推進を図り、もって市の行政活動を市民に説明する責務が全うされるようにすると共に、市民の市政への参画の推進と開かれた市政の実現に資する」ことを目的としています。すなわち、市が説明責任を果たすことが、市民の市政参画を進め開かれた市政の実現が進むというものです。また、情報公開条例は、情報の定義を「職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録」と求めています。一方、文書管理規則は、文書取り扱いの原則に、「事務の処理は原則として文書で行う」とし、「情報公開及び個人情報情報の観点から適切な管理及び保護の措置をしておかなければならない」としています。

公文書管理法——これは公文書等の管理に関する法律なのですが——は「公文書等は健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」であり、「現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」ことを目的に定めており、取手市文書管理も当然それにふさわしい運営が行われるべきものです。しかし、この間の取手駅西口「A街区再開発事業」と図書館を核とする複合公共施設整備計画の「広報とりで」の発表、その後の議会での質問と答弁、市民説明会などでの市の説明は、「教育委員会など関係機関との十分な協議のうえで同意をえた」などとし、「協議を行った記録はあるのか」と聞かれば、「記録はないが説明をした」と繰り返すばかりでした。

10月31日の「A街区再開発事業」の都市計画決定案についての公聴会では、公聴会記録の公開について「録音記録をもとに要約し、報告文書としてまとめ、その後録音データは消去する」というものでした。公聴会前の10月中旬の市民説明会でも、参加者から「録音データを消去せず公開するべきだ」との厳しい意見も出されていました。

市民共有の知的財産である行政文書は、主権者市民の知る権利にこたえ説明責任を果たされることを願い、下記の事項について求めます。

・請願事項

- 1 諸会議の会議録は要約記録だけでなく、データ記録をとり、文書の保存基準に従ってこれを保存すること
- 2 「事務の処理は文書によって行う」との原則通りに行い、文書は、情報開示の対象とすること

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） 以上で請願の紹介に関する発言が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

根岸裕美子さん、請願4号、5号どちらでしょうか。

○8番（根岸裕美子君） 5号です。

○議長（岩澤 信君） どうぞ、お願いします。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） おはようございます。とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子です。請願第5号、情報公開・公文書管理の改善を求める請願書について、質疑をさせていただきます。請願事項1、2とも、文書管理規程それから情報公開条例においては、当然なされるべきものであると考えますが、請願者は、この定められたとおりに運用されていないと捉えているということで認識をしております。そしてその内容は、趣旨のほうにあるとおりに、複合公共施設整備計画の方針決定のプロセスの根拠資料がないこと、それから公聴会の録音データが消去されるということについて、その定められたとおりにではないという理解を、請願者がされているということによろしいでしょうか。お願いいたします。

〔8番 根岸裕美子君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

加増充子さん。

[24 番 加増充子君登壇]

○24 番（加増充子君） 先ほどの根岸議員からの質疑なのですが、この請願者の方は、これまで繰り返し、例えば3月15日に発表された取手市の広報の中で、図書館と複合施設の内容が出された後、教育委員会との話合いとか関係者との話合いはされたのかということ、これを教育委員会にも求めてきました。そして、私は議会でやったんですが、それどちらも、その議事録はない、こういうことが起きました。やはりきちんと大事な——この政策の一つでありますので、その議事録はきちんとすべきだということがこの代表——請願者の願いであります。以上でよろしいでしょうか。

[24 番 加増充子君答弁席に着席]

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8 番（根岸裕美子君） 理解いたしました。以上です。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第4号及び請願第5号については、請願文書表のとおり所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第10 委員会提出議案 取手市議会会議規則の一部を改正する規則について
第 2 号

委員会提出議案 取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について
第 3 号

○議長（岩澤 信君） 日程第10、委員会提出議案第2号及び委員会提出議案第3号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、赤羽直一君。

[議会運営委員長 赤羽直一君登壇]

○議会運営委員長（赤羽直一君） 議会運営委員長の赤羽でございます。取手市議会会議規則の一部を改正する規則について。提案理由は、標準市議会会議規則の改正について、全国市議会議長会において、議会に係る手続のオンライン化及びオンライン委員会に関する規定の整備や、その他の条項の文言の整理についての検討が行われたことを踏まえ、標準市議会会議規則を参酌しながら本市議会においても規定を整備するため、本規則の一部を改正するものでございます。

次に、委員会提出議案第3号、取手市議会会議規則の一部を改正する条例について。次の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。——あれっ……。

○議長（岩澤 信君） 提出議案第3号をもう一度——条例のほうを読み上げていただけますか。

○議会運営委員長（赤羽直一君）　そうですか。すみません、先ほど申し遅れました。提出議案——委員会提出議案第3号、取手市議会条例の一部を改正する条例について……

○議長（岩澤 信君）　取手市議会委員会条例です。

○議会運営委員長（赤羽直一君）　（続）失礼しました。取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明させていただきます。取手市議会委員会条例の改正について、全国市議会議長会において、議会に係る手続のオンライン化及びオンライン委員会に関する規定の整備や、その他の条項の文言の整理についての検討が行われたことを踏まえ、標準市議会委員会条例を参酌しながら本市議会においても規定を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。以上でございます。よろしく御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（岩澤 信君）　以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

なお、ただいま議題となっております委員会提出議案第2号及び委員会提出議案第3号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会に付託しません。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君）　討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから委員会提出議案第2号及び委員会提出議案第3号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

委員会提出議案第2号、取手市議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君）　採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、委員会提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

委員会提出議案第3号、取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君）　採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、委員会提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第11 市政に関する一般質問

○議長（岩澤 信君）　日程第11、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告

して質問内容を深めてください。議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

初めに、染谷和博君。

〔19 番 染谷和博君登壇〕

○19 番（染谷和博君） 皆様、おはようございます。まさかこんな早い時間から一般質問が始まるとは。当初は午後と言われておりましたが、10 時 35 分から始めさせていただきます。それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

取手市議会建設経済常任委員会では、令和 4 年度に開催した議員と市民との意見交換会で意見が寄せられたことを契機に、市内における公共交通空白地域を課題として捉え、その解消に向けて、オンラインを活用して先進地視察を行うなどの調査を行ってきました。その後、取手市に対して 4 つの事項を提言いたしました。1、全てを整備するには時間もかかり財政負担も大きいので、まずは試行的に乗り合いタクシーを公共交通空白地域に導入すること。2、学校、障害者福祉施設、介護施設等への送迎に使用されている車両について、空き時間等を有効活用できないか、現状調査を行うこと。3、国土交通省が行っている AI オンデマンド交通の公募に参加を検討すること。4、移送サービスとの連携を図ること、です。

鉄道やバス、タクシーなど、不特定多数の利用者が運賃を支払い自由に利用できる公共交通機関は、生活に欠かせない移動手段となっています。公共交通機関を選んで利用することは多くのメリットがあり、特に環境に優しいことです。生活に欠かせない公共交通機関ですが、少子高齢化が急速に進む現在、公共交通を取り巻く状況はますます厳しくなっています。交通事業者が不採算路線から撤退し、バスについては平成 19 年以降、約 1 万 206 キロの路線が完全に廃止し、鉄道については平成 12 年度以降、約 754 キロの路線が廃止されています。民間バスの約 7 割、地域鉄道事業者の約 8 割が経営収支が赤字という報告もあり、地域交通を担う民間事業者の経営悪化も深刻な問題です。また、バス、タクシーといった公共交通分野やトラック物流業界において、人手不足が叫ばれるようになって久しいですが、2004 年 4 月から労働時間に関する規制が変更となることにより生じる、いわゆる 2024 年問題もあります。取手市においても、路線バスの減便、コミュニティバスの見直しがなされました。特に高齢化が進むエリアで、自動車が運転できないと生活できないという不安があり、病院への通院や日常の買物などのニーズをしっかりと満たすことができる移動手段を確保するため、現状に合わせた対策が必要です。取手市としての考え方を伺いいたします。

[19 番 染谷和博君質問席に着席]

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

[都市整備部長 浅野和生君登壇]

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。取手市におきましては地域公共交通計画の策定を、今年度から来年度の2か年にかけて進めているところでございますが、その背景には、やはり高齢化の進行がございまして、自家用車の運転が困難になり移動に不便を来している高齢者等が市内各地で増加しているものと認識しておりますが、そういった方々の移動を担うべき交通事業者におきましては、かねてからの利用者の減少に加えまして、運転手の不足や燃料費の高騰などによって、事業の持続可能性が危ぶまれております。そういった状況の中で、市内全域の交通利便性を維持・向上させ、市民の移動手段を確保していくために、地域公共交通計画の策定に着手したわけでございますが、この策定を通じて市の公共交通の現況や課題を整理し、既存の交通機関の連携強化と役割分担の明確化、新しい移動手段の導入検討など、市にとって望ましい公共交通の在り方の検討を行いまして、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指していきたいと考えているところでございます。

[都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席]

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） それでは、お伺いたします。将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指していきたいということですが、その辺の計画は、いつ頃までにできる予定なんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいまの質問にお答えします。交通計画のほうは令和8年度中と考えておりますが、とはいえなるべく早い時期に——失礼しました、訂正します。令和7年度中です。今年調査を行って令和7年度中の策定を目指しておりますが、年度中なるべく早い時期に策定したいなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 本当に早くつくってほしいということで、令和7年度中に策定されて、それが実施に移されるのに恐らく1年ではいけない、2年、3年かかってしまうと、非常に今——今でさえ移動できない高齢者が多い中、大変な時期になってしまいますので、ぜひとも早めに策定して、それを実施に移していただきたい、そのように思っております。

それでは、次に行かせていただきます。公共交通の運転手の移住支援についてです。運転手移住支援の効果と運転手の移住支援について、お聞きします。運転手不足を解消するため、他地域から移住を促進することが効果的と考えられます。千葉県富里市では、公共交通の運転手不足を解消するため、県外に住む運転手が市内で就職して移住・定住する場合の公共交通確保維持支援金を設けました。支援金の基本額は、世帯員が2人以上の世帯

が50万円、単身の世帯で30万円、12歳以下の子どもがいる場合、1人につき15万円、最大3名まで加算します。対象事業者は、市内に停留所を設置している乗り合いバス事業者、市内に営業所を置くタクシー事業者、市からデマンド交通の運行を委託している事業者で、支給対象者は55歳未満で、2024年4月1日以降に転入し3か月以上経過していること、同市に定住する意思があることを要件としています。市として、このような支援策がどの程度の効果を持つとお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいま議員のほうから事例の紹介がございましたが、やはり転入一時金とか、あと期限付の家賃補助なんかを行っている自治体が多数あるようにお伺いしています。そういった中で、こういった事例の実績とか交通事業者の運転手確保の状況を見ながら、路線バスの公益性を鑑みて広域的な取組が必要であろうかなと見定めながら、支援の実施方法は検討していきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） なかなかここだけにお金を出すというわけにはいかないと思います。今、保育士が不足してるとかいろいろありますので。ただ、今非常に運転手不足というのが叫ばれておまして、これでまた改正になったときに路線バスが減ってしまうとか、コミバスの運行が大変厳しくなるというような状況も発生すると思いますので、ぜひともいい方法を考えていただきまして、やっていただきたいと思っております。大分県別府市なんかは最大400万円を給付する制度があるということも、この間ヒアリングでお伺いしたんですけど、それはちょっとすごいなと思ったんですけども、それだけ観光地でもありますし困っているのかなというふうに思いますので、ぜひとも検討をよろしく願います。

では、次に行きます。デマンドタクシーの導入について、お伺いします。デマンドタクシーは、利用者の予約に基づいて運行される公共交通サービスで、柔軟な運行が可能で、利用者がスマートフォンや電話で予約を行い、その情報に基づいて最適な経路が設定されています。このように利用者のニーズに応じた運行が実現されるため、公共交通の空白地域を解消する手段として注目されています。また、利用者が必要なときに必要な場所へ移動できるため、利便性が高いのも特徴です。利用者の移動ニーズが多様化しており、特に高齢者にとって重要な選択肢となっています。例えば、都市部では、高齢者が医療機関や買物に行く際の移動手段として利用しています。これにより、公共交通機関の利用が難しい方にも移動の自由が提供され、生活の質が向上します。また、若年層においても、利便性を重視した移動手段として需要が高まっています。これらの変化に対応するため、今後、重要な役割を果たすことが期待されています。取手市ではデマンドタクシーの導入に向けて、どのような準備や検討が行われているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいまの質問にお答えします。デマンド型の交通ですが、やはり利用者の予約の手間がございますが、効率的な輸送を行える点で優れていると考えております。ただ一方で、それが自治体の財政負担の軽減につながるかというと、

必ずしもそうでもなく、デマンド型交通は制度設計によって利便性や財政負担が多く——大きく変わるという認識を持っています。御質問いただきました、タクシーを活用したデマンド交通でございますが、取手市の状況を鑑みますと、古くからの住宅団地が多く、道が狭かったり高低差が多かったりして、バス車両で運行することが難しい例が多くございます。また、取手市は可住地面積が広く、集落が散在しているということもありまして、そういった住宅団地や集落の至るところで高齢者等の移動困難者が急増しているという現状にあると思っております。これまで行ってきた定時・定路線型のコミュニティバスでは、そういったところのニーズを満たしていくことは難しい——限界が見えている中で、また市内にはタクシー会社が7社、車両約80台という比較的恵まれた状況にある中で、デマンドタクシーという選択肢は可能性が高いもの、当然あるものと見ております。先ほど述べさせていただいたとおり、今後、地域公共交通計画の策定の中で、取手市に見合った新しい移動手段の導入を具体的に検討する必要があると思いますが、デマンドタクシーも視野に入れながら、交通事業者との意見交換や地域公共交通会議での検討などを進めていきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 冒頭にも言ったんですけども、建設経済常任委員会で4か所行きました。まず柏のカシワニクル、そして福岡県嘉麻市、山形県南陽市、三重県菰野町の4か所に行きまして、三重県菰野町ですよ——入江議員と山野井議員が行ったときには、前から予約しておいて駅から市役所まで乗せていただいて、それを実況中継していただいたというのがございまして、本当にその場に行ったような気分になって見ておりまして、こういうふうに、住んでいなくても利用できるというのがありますし、非常に便利なものになっています。カシワニクルも、これも住んでいなくても——柏市に住んでいなくても利用できる。そして、沼南地域ですので非常に柏駅から遠いところなんですけども、そういうところに来ていただけるということです。それでは、お伺いしたいんですけども、市民からデマンドタクシーに対する要望や意見などは、どの程度寄せられているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） お答えします。デマンドタクシー等につきましては現在、地区の皆様と意見交換会を何か所かやっている中でも、やはり高齢の方がバス停まで歩くのがきついか、坂道がきついという話の中で、こういった乗り合いも検討してほしいなというような御意見をいただいているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 御意見をいただいて、話し合いはしているということで。それでは次にお伺いするんですが、デマンドタクシーの運用にかかるコストはどの程度かかるか、お見積りとかはあるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） まだ具体的な積算はしておりませんが、多くの場合、AIデマンドという形式を取って、そのシステム導入で数千万円、それと、あとは運行補償に近い形で、やはり経費が相当——額がかかっているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） なかなか最初の頃はタクシー会社さんが黒字になるというのは難しいと思うので、そこの赤字補てんというのが必ず必要になってきてしまうのかなとは思いますが、もし取手市でやる場合、いろいろ検討しなきゃいけない部分はあるんですが、こんな感じでやればいいなみたいのはお持ちでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） これからの具体的な話については、今いろいろ調査している中で、ちょっと今後慎重に検討していきたいと思います。一度始めると、なかなかやめられない事業でもございますので、今後検討させていただきます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ぜひとも、今要望をいただいている地域と進めていっていただきたいと思います。私どもが行った4か所の中でも、非常に地域の皆さんに御協力していただいている——山形県南陽市に至っては、その地域の方皆さんが、1世帯200円だっけな、400円だっけな——協力金を出して運営しているというところもございますので、ぜひとも、いろいろなことを考えていっていただきたいと思っております。

それでは、次に移らせていただきます。次、ライドシェアについてお伺いたします。茨城県つくば市・土浦市・下妻市・牛久市では、利便性の高い維持可能な公共交通実現と地域公共交通が抱えるドライバー不足をはじめとする公共課題の解決のため、デジタルを活用した自家用有償旅客運送として、地域連携公共ライドシェアを2025年1月から実施いたします。事業を運営するCommunity Mobility株式会社は、ドライバーの募集を10月1日から始めました。ライドシェアが導入されることで、どのようなメリットが期待されるか、お伺いたします。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ライドシェアにつきましての効果につきましては、やはりタクシーが常時30分以内に来ないような地域とか、今回、議員のほうから提案をいただいたライドシェアにつきましては、筑波山の観光とか、そういったところで、やはりタクシーがなかなかつかまらないようなところについて、それを充足するためにやるということで、取手市においてもライドシェアをやるに当たっては、恐らくタクシー業界——タクシー業者との協力が必須ということで、今タクシー協会などとも話ししながら状況について伺っているところです。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） それでは、お伺いたします。ライドシェアを実現するに当たって、技術的及び法的な課題というのは何でしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） 技術的な課題といいますか——やはり技術的というよりは安全性とか、そういったところに課題があるのと、あとは既存の交通事業のほうを圧迫する可能性が非常に高いといったところの課題がございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 次に、法的な規制や許認可については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） 法的な課題というのは、今のところライドシェア、国交省のほうで認めていますのが交通空白地帯というところになります。こちらの定義が、基本的には常時 30 分以内にタクシーが来ないようなところと、あとは時間帯的にタクシーがなかなかつかまらないところというような定義がございます。こちらのほうの定義というか、クリアのほうがまず課題かなと考えてます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 先ほどもお聞きしたんですけども、ライドシェア導入に伴って、費用や財政負担というのが必ず生じると思うんですけども、これ、市としてもしやるとしたら、どの程度の負担が生じるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） お答えします。ライドシェアについては、基本的には補助ではなくて運賃について運用するということ考えておりますが、つくば市等の事例と考えると、こちらはある程度補助しているところもありますので、やり方によって大きく違うのかなと思います。現段階としては、申し訳ございませんが、まだ試算に至っておりません。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 実現性も含めて、いろいろな検討をしていただければというふうに思っております。

それでは、次に行きたいと思います。マイカー乗り合い公共交通サービス導入について、お伺いいたします。静岡県東伊豆町では、マイカー乗り合い公共交通サービス「ノッカルひがしいず」の運用を開始しました。地域住民がドライバーとなり、地域住民が利用する住民同士で支え合うMa a S（マース）で、道路交通法で例外的に認められている自家用有償旅客運送制度を活用しています。認定するドライバーが自家用車で出かける際、自分の予定に合わせて近隣の利用者を目的地まで送迎します。利用者はドライバーの車の目的地まで移動します。会員登録制として、利用料金は1回 200 円、相乗り 1 回 100 円で、チケットで決済し、現金は不可としております。このサービスは、個人所有の車両を使用して住民間で乗り合いを行い、効率的な移動手段を提供することを目的としています。これにより、公共交通の空白地域での解消や高齢者の移動手段の確保が期待されています。切替えをお願いいたします。

[19 番 染谷和博君資料を示す]

○19 番（染谷和博君） これが図ですね。車を出す方、乗る方、そして送っていくということで、1 回 200 円と非常に安い金額で、自分が出かけるついでにということでやることなんですけども、これも田舎の地域とっていいんですかね。昔からある地域ですと、人間性が濃いので成立するような事業なのかなと思うんですけども、これについてお伺い

します。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。こちらにつきましては、一般のドライバーが乗客の運送を有償で行いながら、その運行管理をバス・タクシー事業者が行うということで、日本版ライドシェアと似ている一方、近隣住民の相乗りが可能ということで、こちらはやはり非常に効率的で実用的な制度だと感じました。地域のつながりの強化や相互扶助の促進というものは非常に重要だと思いますし、それが交通や移動を通じて図られるよう、我々も可能な限り配慮をしながら新しい移動手段の導入計画、こちらを進めていきたいと思っております。いずれにしましても様々な手法がございます。その中で、やはり取手市に合った公共交通の手法としては何が望ましいのかというところを見定めながら、今後計画を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） この制度を導入するに当たりまして、どのような課題が考えられるとお思いでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） やはりこちらの制度、地元の協力が必要になるというところで、地区で意見交換会なんかに来てくれましても、やはり全体的に高齢が進んでいる中で、それを救う若手がなかなかなくて、乗っけていってもらうにも苦労しているというところがありますので、こういったところも含めて、その辺の制度設計が難しいのかなと考えてます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 確かにそうですね。地域って70歳って若手といわれてしまうような現状ですので、なかなかもう70を過ぎると運転もなんていう方もいらっしゃる中なので、非常にいい制度ではありますけども、担い手がいるかというのもありますし、これもよく研究していただきたいと思っております。

それでは、次行きます。次は、有償移送サービスの今後についてです。有償移送サービスは、高齢者や障がい者、公共交通機関が利用しにくい地域に住む住民にとって重要な交通手段です。しかし、運営コストや人手不足などの課題が存在し、今後の維持可能性が懸念されております。切替えをお願いいたします。

〔19番 染谷和博君資料を示す〕

○19番（染谷和博君） これが有償移送サービス、「活きる」さんのやつなんですけど、ボランティア数は大体横ばいで、ちょっと減ってきちゃっております。本年度少し増えたんで今、十八、九人にいるのかな——ということになってまして。移送件数です。活きるさんが8,926、社協さんが2,403、なごみの郷さんが1,885、水彩館さんが451と、これだけの移送をされております。これらの課題に対する取手市の対応策をお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、染谷議員の御質問に答弁させていただきたいと思

います。有償移送サービスの今後についてという御質問です。これまでも一般質問などにおきまして、高齢者の移動支援の視点から、市が各実施団体などに行っている支援について、また各団体が移送サービスを提供していく中で出てきている担い手不足などの課題について答弁してまいりました。染谷議員におかれましては、国土交通大臣指定の研修を受けられて、移送団体のドライバーを始められたと聞いております。担い手不足の解消に向けてお力をお貸しいただき、ありがとうございます。今後の取手市の公共交通機関の在り方によっては、今後の福祉有償運送の在り方も変わっていくもの、また変わっていくべきと捉えております。詳細につきましては、担当課長により答弁させていただきます。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） それでは、ただいまの福祉部長の答弁に補足する形で答弁させていただきます。自家用有償運送のうち、単独ではタクシーなどの公共交通を利用できない身体障がい者、要介護の高齢者等が外出するための移動手段を確保する、ドア・ツー・ドアの個別移送が福祉有償運送でございます。現在、取手市内——先ほど資料を御提示いただきましたが、取手市内では社会福祉法人3法人、NPO法人1法人の計4法人が道路運送法の登録を受けまして、社会福祉有償運送——通称移送サービスとして実施しているところでございます。現在把握しております課題としましては、各団体ともに利用者——中でも高齢者が増加している中で、サービス提供を担う運転者の確保が難しくなっており、予約や配車についても運行管理の部分でも御苦労されているということで聞いております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 今後、ドライバーを増やしていきたいというのはどこも思っているんですけど、なかなか——講習会を年2回やっていただいて——取手市は非常に安い、8,000円でしたよね。全国でも恐らく取手市が一番安いんだろうということで、私が講習を受けたときには千葉から来られた方がいて、取手が一番安いから取手で受けますと。ただ、取手で働いてくれそうもない雰囲気だったんですけども。そういう意味では、非常に取手市頑張ってくださいってし、各団体への補助もしていただいていると思うんですが、やはりドライバー不足というのはどうしようもないところで、これを増やしていく方策として、もう少し講習会を増やすとか、そういうことは考えられるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。今、議員より御説明いただきましたとおり、講習会——先ほど申し上げた国土交通大臣指定の研修を受ける必要が、ドライバーになるためにはございます。これまでも市内の福祉有償移送を行う団体の御協力をいただきながら、この講習会を年に2回、行ってきたところでございます。取手市としましては、大勢の方に研修をお受けいただきまして、その結果、各団体に登録いただくドライバーが増えていただくこと、これがいいことだと考えております。市としましては、広報とりでの掲載、そのほか各団体と連携しまして、そういった講習会の広報、その部分から御支援をさせていただこうと思います。また引き続き、各団体のご担当者様との意見交換

を引き続きやっっていこうと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 講習会もここ何年かの特徴らしいんですけども、女性が非常に多くて、男性の講習を受ける方が少なくなっているというようなこともあります。やはり車椅子の方とかを移送するときに——女性でもできないことはないんですけども、多少力を使ったりする場合がありますので、もっと男性に出ていただければなと思うんですけども、今後、有償移送支援団体が継続的な活動をしていくために、どのような支援が必要とお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。今後、福祉有償運送に関しましては、担い手の不足が言われているところでごさいます。これまでお話をしました新しい公共交通の状況によっては、その比較的軽度の方——介護保険制度でいえば要支援の方などが新しいサービスに移行されることも期待しており、その結果、福祉有償団体への負担が軽くなり、比較的重度な方——公共交通の利用が困難な方への支援が継続的に実施されますことを期待しております。福祉部としましても、引き続き各団体に支援、助成、助言などを行ってまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 先ほど前段で質問しました都市整備部門のほうで頑張っていたらと、こちらの負担が減るということですので、ぜひとも頑張ってくださいと思っております。

それでは、次に移らせていただきます。福祉施設車両での移動支援についてです。横浜市戸塚区の東俣野町では、町内にある福祉施設が、送迎車両を使い無料で一般住民を乗せる移動サービスを7月から実施しています。市が支援し、鉄道駅やバス停が離れている交通不便地域の課題を解消するための事業として期待が集まっています。JR戸塚駅から約5キロ離れた藤沢市に隣接する横浜市戸塚区東俣野町は、住民の高齢化が約30%に上ります。町の東側に沿って走る国道1号線で路線バスが運行するものの、自宅からバス停までの距離が遠い住民が多いほか、町内の東側と西側の高低差が40メートルあることから、国道沿いまで坂を上り下りしてバスを利用するのは困難との声が上がっていました。課題の解決へ、市は地域の福祉施設が持つ送迎車両を活用する可能性を探ろうと、各施設にヒアリングする中で、特別養護老人ホームから地域に貢献したいとの意向があり、その後、市と施設、地元町内会が協定を結び、今年1月から施設が運行主体となり、送迎車両を使った移動サービスの実証実験を実施し、7月から本格運用になりました。サービスの実施に当たり、市は、地域交通のノウハウがない施設のため、運行計画案の作成のほか、バス・タクシー業者との調整を担うなど支援し、特別養護老人ホームは無償で運行します。運行区間は東俣野広場前から区内の横浜医療センターの約5キロで、始点と終点を含めて11か所の乗降ポイントを設けました。1日4便で平日のみ運行し、各便の運行時刻を設定しています。車両はセダン型の自動車です。4名まで乗車することができ、運転は施設の職員がして利用料はかかりません。移動支援は、高齢者や障がい者の方々の生活の質を向上

させるため非常に重要です。福祉施設の車両を利用した移動支援サービスについて、現状の問題点や今後の計画等をお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。今、議員より福祉施設車両を活用しての移動支援ということでございました。高齢者の増加、またドライバーなど担い手確保が困難な中、移動手段の新しい確保として今回ご紹介いただきましたが、私どものほうでもよく調べまして注目しております。福祉車両を活用しての移動支援でございますが、市内の通所介護事業所——いわゆるデイサービスの事業所に日常的な車両の稼働状況を聞いております。ある地域密着型通所介護事業所では、おおよそ午前8時に事業所より車両が出発しまして、市内のご利用者宅を回り、午前9時頃には事業所に戻り、利用者を降ろして事業所のサービスが始まると。事業所のサービスが終わりますと、利用者がお帰りなるのが午後4時前後ということでございまして、また車両に乗り込み、自宅まで送迎を受けるということでした。つまり、お迎え終了からお送りの開始までの午前9時から午後4時までの車両が空く時間が施設の車両が空く時間で、それを活用しての移動支援というイメージだと捉えております。今回の横浜市戸塚区東松野町の取組でございますが、こういったものを取手市もできるかどうかということに関しましては、同様の事業ができるかどうかについては、社会貢献という意味で、市内の福祉事業者、法人の皆様に御協力が得られるかどうか、そういった点にも関わってくるのかと考えております。小規模な地域の支え合いづくりの中で地域の福祉事業者に御協力を仰げるかどうか、先進的な地域の取組事例として、関係者と共有して考えてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ぜひとも実現させていただきたいなというふうに思っております。それでは、次に移らせていただきます。住民主導の移送支援についてです。切替えをお願いします。

〔19番 染谷和博君資料を示す〕

○19番（染谷和博君） ちょっと小さくて見づらいんですけども、守谷市の「6丁目チョイサポの会」の川名代表にお伺いいたしました。チョイサポの会というのは6丁目だけで実施している会でして、今、会員が20——何名だっけ、27名ぐらいいらっしゃって、いろんなことをやっています。植木の剪定からごみ出しから何から何までやって、それに関しては、お金は一応頂いてはいるんですけども、それをボランティアをしたその方に入るわけではなく、会のほうで入るということでやっております。その中でも移送支援がありまして、これも大体1件200円ということで、本当にガソリン代だけです。車のドライバーさんもガソリン代は自分持ちということで、保険とか、そういうものはこの会のほうから持ってくれるそうです。それで、会の——何でそれで運営できるのって言いましたら、守谷市のほうから5万円と言ったかな——年間5万円頂けるといってございまして、5万円でも——まちづくり協議会というのがあるそうで、そこから頂けるそうなんですけども、それでもよく運営できるなというふうなことは思っております。そのほかにも、みずき野の地域は町内お買物サービスの車というのがあるそうで、守谷市が車を購入して、ガ

ソリン代と保険を持っていただいて、週2回、月曜日と木曜日、午前中・午後と、町内の8か所のポイントを回ってショッピングセンターに行って、帰り道は荷物があるので各自宅まで送ってくれるというようなサービスをやっているそうです。これは各団体——各町やって——ほか車空いてるんで、ほかでもやっても大丈夫ですよと言ってるんですが、なかなか名のりを上げるところがなく、今ここだけしかやってないということで。これに対しては年1回程度、1,000円程度のクオカードを進呈していただけるということで、本当にもう完全にボランティアでやっているそうです。今後やはり高齢化が進む中、こういう小さな単位での支援というのが非常に大切になってくると思うのですが、市ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。高齢者が増加しまして、その移動支援が課題とされる中、先ほど申し上げました道路運送法の改正で自家用有償旅客運送が制度化されております。一方で、今ご紹介ありましたとおり、許可登録を要しない形態での地域助け合いの移動サービスの広がりが地域で見せておりまして、限られた地域内の移動困難者の移動支援を地域内の住民の皆さんが支援する取組が行われております。今ご紹介ありました守谷市みずき野地区の取組も、その一つかと思っております。また先ほど御案内のありました戸塚区の東松野町、こちらも人口4,000人の方々を対象に行つてということでございますので、比較的小規模な取組といえると考えております。2015年には介護保険制度の中で、地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業ということで総合事業も始まっております。そういった中で多様な担い手によるサービス提供がうたわれております。訪問型サービスDなど、ボランティアが主体となって外出時に移送前後の付添い支援を行うなど、現在様々な形で高齢者の移動を支援する形がございます。このように、国交省へ登録をし自家用車による送迎を行う形から始まったものが、現在様々な担い手により様々な形態で地域住民への移動支援が可能になってきております。自治体としましても、先ほど説明しましたとおり、介護保険の保険者として総合事業の実施主体への補助など、そういった形、様々な形で取組を支援していきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） この程度——200円程度のガソリン代程度しかもらっていないと、国交省へのいろいろな許可等は必要ないということですので、ぜひともこういう会ができたときには、移送支援もしていただければということをお願いしながらやっていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。それでは次に、学校以外の多様な学び場の充実についてです。取手市のフリースクールの現状について、お伺いいたします。不登校の子どもをフリースクールに通わせたい、でもフリースクールにかかる費用ってどのくらいになるか、フリースクール選びの検討材料が欲しいなど、不登校のお子さんが学校以外の居場所としてフリースクールに御興味を持たれる方は多いと思います。フリースクールは不登校の子どもへの支援施設であり、学校と家庭以外の第三の居場所として近年注目されている施設です。不登校の子どもに対して居場所を提供するだけでなく、メンタル面のケアを行ったり、学習

支援を行ったりもしています。また、様々なイベントとして、同じく不登校の子どもたちや施設スタッフとの交流を図ったり、お子さんとの生活リズムを整える手伝いをしたりもしてくれます。フリースクールとは、このように不登校の子どもたちと社会との重要な接点となる場所とも言えます。現在、取手市内に幾つのフリースクールが存在しており、どの程度の児童生徒が通っているか具体的にお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 染谷議員の御質問に答弁いたします。不登校児童生徒は、それぞれ様々な背景や要因を抱えています。これらの多様な子どもたちを支援する上においては、支援の内容や方法にそれぞれ特徴があります。そうした中、児童生徒が自分に合った学びを選択する中では、公立のみならず、民間のフリースクールも選択肢の一つであると認識しております。本市における民間のフリースクールの現状、利用している児童生徒の状況については、担当部長より申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、染谷議員の御質問に教育長の補足答弁をさせていただきます。茨城県教育委員会がまとめている調査等によりますと、不登校児童生徒が社会的自立に向けた支援を受けるための民間施設として、複数のフリースクールが取手市内においてもあることは把握しております。しかしながら、規模や活動内容が多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されておりますので、その詳細については把握できていないのが現状でございます。市内小中学校在籍の児童生徒が民間のフリースクールをどの程度利用しているかということにつきましては、学校との情報連携の中で一定数いることは把握しております。しかしながら、利用の状況等も含め詳細な把握については難しい状況でございます。また、取手市という利便性のよい地域性もあり、公共交通機関を利用し市外・県外の民間のフリースクールを利用している生徒もいるという、そういった状況になっております。以上となります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） なかなか現状把握が難しいということで。私もちょっと放課後デイをやっているところにお伺いしますと、やはりそこに通いながら県外の施設に通っているというお子さんもいらっしゃるようで、なかなか全体把握は難しいと思うんですが。それではちょっと変えて、必要とする児童生徒さんというのが、どの程度の人数いらっしゃるかということは把握されてるでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 教育総合支援センター長、笠井博貴君。

○教育総合支援センター長（笠井博貴君） 染谷議員の御質問に答弁いたします。人数については、私たちも各学校と情報連携を図りながら確認をしているところなんですけど、日々、なかなかその状況が把握できないというところもありますので、今後、私たちのほ

うでも学校と連携を図りながら、人数の把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） ぜひともそこは、人数を把握しないと予算立てもできませんし、どのくらい必要かも分からないと思いますので、確認していただきたいというふうに思っています。

そして、次に移らせていただきます。保護者の経済的負担についてです。フリースクールに通わせている保護者の負担は大きいものがあります。現在、教育委員会でどの程度の負担が必要か把握しているか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 教育総合支援センター長、笠井博貴君。

○笠井教育総合支援センター長 染谷議員の御質問に答弁いたします。民間のフリースクールには、子どもが安心できる居場所になるタイプ、学校への復帰を目指すタイプ、自宅に訪問してくれるタイプなど様々な種類があります。しかし、どの民間のフリースクールも、公立の学校と違い——これは平成 27 年度に文部科学省が調査したものによると、民間のフリースクールの平均費用は月約 3 万 3,000 円、そのほか入学金などという負担があるということが記されていきました。そして多くの場合、給食の提供もないようです。民間のフリースクールに通うとなると、一定程度の保護者負担が生じています。また、不登校という子どもたちの状況を考えますと、毎日通うとは限らず、なかなか入学に踏み切れないという状況もあると思われまます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） それでは次に、フリースクールの助成制度について、お伺いいたします。資料があります。

[19 番 染谷和博君資料を示す]

○19 番（染谷和博君） すみません、小さくて見えないと思うんですけども、これフリースクールに対して茨城県が学校側に関して、している支援です。そして、こちらが通う保護者の皆さんにしている支援ということで、これを見ていきますと、非常にちょっとハードルが高いというか、利用するのに、ちょっと難しいなというのが現状です。そして、これが茨城県が把握してるフリースクール——これよりちょっと増えてるんですけども、これ最新なんですけども、取手市には 2 か所ございました。以上です。

日田市は本年度から、小中学生が通うフリースクール利用料の 5 割（上限 1 万円）の補助を始めました。市内の不登校児童生徒は 148 人（平成 22 年度）で増加傾向にあり、学校以外の「多様な学びの場」確保と民間の受皿充実も視野に公的サポートを始めました。利用料を補助する対象のフリースクールは、利用児童生徒が在籍する市内の小中学校と連携し、出席扱いとなります。学校や体験活動を週 1 回以上通所で提供している民間事業者です。補助対象事業者の認定を受けたあるフリースクールは、2000 年 10 月にオープンし、平日夕方に開校し、2023 年まで、利用料は取らず企業団体からの寄附や自己資金で運営に充てておりました。2024 年度から、受け入れる児童生徒を増やすため、開校時間を日中に広げ、月 2 万円の利用料徴収も始めました。2023 年度から利用する中学校の母親は、「補助を受けても 1 万円の月謝は高いが迷わず通わせたい。自宅にひきこもっていたこと

と比べ家事を手伝うなど明るくなった、不登校に後ろめたさはあると思うが、ここがあると前向きになれて、まさに心の居場所となっている」というふうにございました。取手市としての何らかの補助は考えているか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 教育総合支援センター長、笠井博貴君。

○教育総合支援センター長（笠井博貴君） 染谷議員の御質問に答弁いたします。全国には、民間のフリースクールを利用している児童生徒の保護者に対して、補助金制度を実施している自治体もあることは認識しております。茨城県教育委員会においても、不登校児童生徒が学校以外の場で教育を受ける機会を確保するため、補助要件を満たす民間のフリースクールに通所している義務教育段階の児童生徒のいる世帯のうち、経済的な事情のある世帯に対し、児童生徒1人につき1か月当たり1万5,000円を限度とし補助金を交付しております。こうした県の事業につきましては、必要な情報が保護者にも伝わるよう、学校からも周知を図っているところでございます。今後も県教育委員会の助成制度を周知するとともに、民間のフリースクールを利用する全ての児童生徒の保護者を対象とするような公的補助の必要性については、調査研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ありがとうございます。先ほどありましたように、授業料の平均が大体月額3万3,000円で、入学金、これが平均5万3,000円かかっているという非常に負担が大きいです。その上、お昼——給食が出ないので、かかるということですので、ぜひとも取手市として考えてほしいなと思っております。

それでは、次に移らせていただきます。スポハラについてです。お願いいたします。

[19番 染谷和博君資料を示す]

○19番（染谷和博君） これ皆さん、見たことあると思います。「NO! スポハラ」ですね。「スポーツ・ハラスメント（暴力、暴言、ハラスメントなど）に、みんなが「NO!」と言う社会を目指します」ということです。スポハラとは、スポーツの現場において暴力、暴言、ハラスメント、差別など、安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為のことです。指導者と指導を受ける者との関係のみならず、スポーツ現場における関係者の誰によっても、また誰に対してであっても、スポハラは起こり得ます。日本スポーツ協会は、スポーツにおける暴力ハラスメント問題で、2023年度の窓口への相談件数が統計開始の2014年度以降最多の485件に上ったと発表しました。過去最多の373件だった2022年度の約1.3倍です。同協会は、暴力や暴言などの抑止を目指し、「NO! スポハラ」活動の展開や相談窓口の認知度向上が増加につながったとして分析しております。内容の割合では暴言の増加傾向が続き、39%が最も多く、ばか、おまえなんか要らないなどの発言に関する相談がありました。2015年度に38%だった暴力は減っており、10%です。被害者の内訳は——ここ問題なんですけど、小学生が最多の42%、中学生は12%、高校生は13%です。不適切行為を受けても声を上げづらい子どもが被害者であるケースが目立ち、相談者の内訳は保護者が62%で本人は18%です。2022年7月に開設された子ども向けの相談窓口は2023年度は44件の相談が寄せられ、約6割が保護者に相談していない状況で、窓口に連絡しております。アクセス方法は、ウェブが80%、電話が19%で

す。窓口を知ったというのはウェブが多く、暴言を助けてほしい、コーチからのパワハラを訴える方法などのキーワードで検索しております。日本スポ協は、これらの結果を踏まえ、今後も引き続き、不適切行為根絶に向けて様々な対策を講じ取り組んでいくとしています。中学校での部活におけるハラスメントの状況についてお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 染谷議員の中学校の部活動へのスポーツハラスメントについてお答えさせていただきます。中学校の部活動でのスポハラにつきましては、生徒に対して行われる暴言や身体的な暴力、過度な精神的圧力などと認識しております。具体的な事例としましては、指導者が生徒に対して過剰なトレーニングを強要したり、失敗に対して過度に叱責するケースなどが想定されます。市内中学校での現状ですが、学校や教育委員会で保護者からの問合せを受けるケースが、年、数件程度ございます。問合せがあった際には、学校で当該部活動の顧問や生徒への聞き取りを行い、是正すべき箇所について対応することで、その後の円滑な部活動につなげております。現在、スポハラを原因として学校に来られなくなったなどの事例の報告は受けておりません。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） それでは、ハラスメントが発生した場合の状況などと防止の取組、それをお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 染谷議員の御質問に答弁いたします。令和4年12月に改定された茨城県部活動の運営方針におきましては、適切な運営のための体制整備の中で、体罰やハラスメント等の顧問等による不適切な指導を根絶するとされております。それを受けまして県では、生徒の心身の健康管理、事故防止対策等の取組及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底すること、これを目的として、毎年各部の部活動主任等を対象に部活動指導者研修会を実施し、研修の内容をそれぞれの学校に持ち帰って、各部活動の顧問に共有をして、適切な部活動運営に生かせるようにしております。また、教員の代わりに部活動の指導を行う部活動指導員、これらを対象とする講習会を、今年度より資格認定講習会と、こういった形で位置づけ、全ての部活動指導員が2年に1度受講することとなっております。本市には現在11名の部活動指導員がおりますが、本講習会の趣旨を御理解いただき、今年度、全員が講習会に参加することとなっております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 取組も進んでいるということで。私たちが昔、部活やった頃を考えると、全部ハラスメントだと思うんですけども。どちらかというと指導者よりも先輩からのが多かったのかなと思うんですけど、今はそんなこと言ったら大変なことになってしまう時代ですので、それこそ高校のときはいろいろありましたけど、あんまり言うとならぬ時代分かってるので言わないようにしておきます。それでは最後に、声を上げやすい環境整備です。やはりハラスメント被害を受けても、何も言えないという状況というのは非常にまずいと思います。ハラスメントを受けた生徒が声を上げやすい環境というのはど

のようにつくっているか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 答弁させていただきます。部活動で悩みを抱えた生徒が安心して声を上げられる環境整備に関しましては、取手市独自の取組の一つである全員担任制が大きな役割を担っていると考えます。担任を固定せず学年の教員が交代で担任の業務を行うことで、複数の教員が様々な視点で生徒を見守り、小さなサインや変化に気づけるような体制となっております。また、月1回行う学校生活アンケートの実施とその回答を受けての教育相談も、生徒の様々な思いを吸い上げる機会になると考えております。アンケートには、部活動に特化した質問項目はありませんが、選択式の質問項目のほかに自由に記述できる箇所がございます。そこには相談したい相手を書くこともできるため、実際に部活動に関する悩み事や心配事を記入する生徒もおり、生徒が安心して相談のできる窓口の一つとなっております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） せっかく月1回取ってるアンケートですので、部活というのはやはり中学生にとって大きな問題の一つであると思いますので、その欄を1つ設けていただくと、ますます書きやすくなるのかなというふうに思っています。今お聞きしますと、取手市では様々な対応をしていただいて、安心して部活ができるのかなというふうに思っています。楽しく……

〔チャイム音〕

○19番（染谷和博君） （続）好きなスポーツをやめることのないように、やはり何か嫌なことがあってやめてしまう、大好きだった競技が嫌いになってしまうということがないようにしていただきたい、そのように思っております。以上で終わります。

○議長（岩澤 信君） 以上で、染谷和博君の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

午前 11 時 33 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

続いて、鈴木三男君。

〔10番 鈴木三男君登壇〕

○10番（鈴木三男君） 創和会の鈴木三男です。午前中の一般質問かと思って、はらはらして自席におりましたけども、議長の計らいで午後のほうに回していただきました。しっかり休養を取りましたので、しっかり頑張って一般質問をさせていただきます。では、通告に従い一般質問をさせていただきます。今回は、1つ目は空き家について、2つ目は避難所の運営について、お伺いしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

まず、空き家ですけれども、空き家の増加が全国的な課題となる中、取手市も高度経済成長期に建てられた住宅が多く、40年以上経過した現在では、高齢となった居住者が福祉施設に入居したり死亡したりして空き家になるケースがどんどん増えております。このような空き家は適切な管理が届かず、草木の繁茂、害虫の発生、ごみの投棄、景観の悪化な

ど、周辺環境に悪影響を及ぼしております。市内の空き家の件数、令和5年の改正法で放置すれば特定空家になる管理不全空家及び特定空家の件数について、お伺いたします。

〔10番 鈴木三男君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、鈴木議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。まず空き家につきましては、総務省の住宅・土地統計調査では、2023年において全国で約900万戸となっております。これが1993年から2023年の30年間で約2倍になるなど増加を続けているというような状況でございます。一方、市のほうの状況でございますけれども、取手市内におきまして、同調査におけます賃貸等を除く一軒家の空き家に関しましては、平成30年の3,170件から令和5年におきましては、3,640件と増加をしているような状況でございます。このような状況を踏まえまして取手市としては、平成25年に取手市空家等の適正管理に関する条例等を制定したほか、令和3年には空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、市民の生命・身体・財産を保護することを目的といたしまして、取手市空家等対策計画を策定するなどして、空き家等の対策を行っているところでございます。御質問の空き家等の件数につきまして、草木の繁茂、それから家屋の老朽化等による近隣住民の方から等による通報により把握した件数でございますけれども、こちらは令和5年度末時点で968件となっております。また、令和5年12月に改正されました空家等対策の推進に関する特別措置法により新設されました管理不全空家等に関しましては、現在、管理不全空家等の判断基準の作成中ということでございまして、現時点において認定している物件はございません。また、特定空家等に関しましては現在2件認定しているというような状況でございます。以上です。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。今部長からの答弁ですけれども、これは通常空き家、令和5年で968件ということは、結構やっぱり近隣住民からの苦情等による通報だろうと思うんですけれども、年々増えてるということは確認することができました。それと特定空家が2件、それと令和5年の改正法で決まった、放置すれば特定空家になる管理不全空家、これについては今部長の答弁で、現在その判断基準の作成中という答弁ですけれども、できるだけ早めにこの辺を作成していただいて、管理不全になる空き家を認定していただければと思います。

では次に、取手市は適切な管理がなされていない空き家について、近隣住民から先ほども苦情が届いているかと思うんですけれども、このような空き家に対しては、どのような対応を取っているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。空き家等の通報を受けた際は、現場確認を行い、状況を把握し、空き家等の所有者等を調査の上、所有者等に対し、適正管理に

関する通知を行っているところでございます。通知に当たりましては、空き家等の適正管理については、空家等対策の推進に関する特別措置法及び取手市空家等の適正管理に関する条例において、所有者の責務として規定されておりますので、原則として責任は所有者にあることから、所有者等が責任を果たせるよう、通知文に適正管理の必要性・重要性や負うべき責務を示してございます。さらに、現場の写真を添付するなどして、近隣への悪影響等の現状を情報提供するとともに、適正管理を行うための相談窓口として取手市建設業協会、茨城県行政書士会等の案内を行うなど、改善に向けた取組を行っているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。やはり空き家というのは居住者が住んでいないというようなことで、どうしても管理が行き届かなくなる傾向があります。これが所有者がさらに高齢者だったりすると、さらに適正に管理していくことはハードルが高くなっていくのかなという思いです。しかしながら、近隣住民から見ると、放置された空き家は迷惑千万な話で、どうしても適正に管理してもらいたいという要望もあるのも事実だと思います。今後も引き続き、空き家は所有者責任であることを丁寧に説明していただき、適切な管理を指導・助言していただくよう御要望したいと思います。

次に、相続人が相続を放棄したりして、相続人不存在の空き家についてお尋ねしたいと思います。人口減少や過疎化が進む中、家庭裁判所に申し立てられた相続放棄の空き家が年々増えており、2022年には全国で過去最高の26万件を超えております。親が亡くなり、子どもが地元を離れている場合や、あるいは維持費や固定資産税の負担を嫌って実家の相続を放棄する場合、孤独死した人と疎遠な親族が遺産を放棄するケースが目立つと指摘されております。さらに核家族化が進み、居住者が亡くなっても、その土地・家屋を相続する人がいないケースも増えております。放置すれば特定空家になるおそれのある物件、管理不全空家として、倒壊のおそれ、草木の繁茂による景観の悪化、不法侵入による治安の悪化、ネズミや害虫の発生につながり、近隣の住民からも苦情が届くことが予想されます。相続人がいない放置された家屋や土地への対策は喫緊の課題です。市内でも、昭和40年代に開発された分譲住宅に住んでいる地区においては、高齢化が進み、居住者の死亡等により相続人が不存在的空き家が増えております。相続人がいない場合や相続放棄された空き家に対して、市はどのような対応を取っているのかをお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。安全安心課のほうで対応している内容といたしましては、空き家等の所有者等の所在を特定できない場合や、相続人全員が相続放棄していることなど、相続人が不存在的である空き家等については、適正管理を促す通知を送付することができません。しかしながら、少しでも改善につながるよう、所有者等の調査において把握した相続人以外の親族等関係者に対しましても、適正管理について依頼をしている状況でございます。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。ただいまの御答弁をいただいたんです

けども、やはり相続人不存在の案件については、取手市としても対応を苦慮するところだろうと思うんですけども、しかしながら、近隣住民からはそのような相続人不存在の空き家は、時の経過とともに家屋の倒壊や環境の悪化を招き、やはり行政で何とかしてもらいたいと、解決してほしいという声も多く寄せられております。そこで、次に相続人が不存在的の空き家に対する固定資産税の課税について、お尋ねします。土地・家屋の所有者が死亡などをした場合には、住民登録あるいは登記簿謄本などで相続人を確認し、その相続人に固定資産税を課すことになるとは思います。相続人が不存在的の固定資産に対する課税については、どのような対応を取っているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。土地や家屋といった固定資産を所有されている方がお亡くなりになった場合には、住民登録や戸籍等の調査を行い相続人の確認作業を行っております。相続人調査の結果、相続権のある方が既に死亡していたり、また相続放棄等により相続人が一人もおらず、議員がおっしゃるように相続人不存在となる場合がございます。その際には、相続人に代わって相続財産の管理・清算を行う弁護士や司法書士などの相続財産清算人が選任されているか、これを被相続人の最後の住所地の家庭裁判所に照会を行っているところでございます。そしてその照会の結果、相続財産清算人が選任されていない場合には、納税通知書を送付することができないため、課税保留としておるところでございます。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。相続人不存在の空き家は相続人がやっぱりいないので、どうしても固定資産税の課税についても納税通知書を送付することができないということで課税保留になっているということなんですけども、これは致し方がないのかなという思いです。では次に、相続人不存在により固定資産税の課税保留になっている件数ですけども、現時点では何件ぐらいあるか把握しているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 課税課長、稲村忠弘君。

○課税課長（稲村忠弘君） お答えさせていただきます。課税保留になっている件数ということですが、令和6年11月現在で40件となっております。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。令和6年11月現在で40件、意外と多いなという印象なんですけども。このような相続人不存在により固定資産税が課税保留のまま放置すれば、先ほども申し上げましたように、いずれ管理不全空家あるいは特定空家になり、草木の繁茂、悪臭など環境の悪化を招いて、近隣住民から苦情が寄せられると思います。市内には高齢化が高い地区においては、今後も相続人不存在の空き家が増加するものと予想されます。これらの問題を解決するには、固定資産税の債権を持つ取手市として回収可能な優良物件について、家庭裁判所へ清算人の選定の申立てをし、固定資産税の回収を図る方法があります。取手市では、どのように捉えているのかをお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それでは、お答えいたします。議員がおっしゃるとおり、相続財産清算人の申立てを行うことが固定資産税の徴収につながり、空き家対策の解決に向けた有効な手段の一つであるということは存じ上げております。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。今部長からの答弁のように、相続人不存在の固定資産については、裁判所へ相続財産清算人を申し立てることが固定資産税の徴収につながると。そしてさらに、空き家の解消の有効な手段であるということは、執行部と共通認識であるのかなということは確認することができました。

では次に、過去には裁判所への申立ての予納金を予算計上して申立てを実施したとのことですが、どのような理由で最近では予算化されなくなったのか、さらに今後、裁判所へ申立て用の預金を予算化して固定資産税の回収を図る考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それでは、お答えいたします。先ほどの答弁の中において、相続財産清算人の申立てについて御説明をさせていただきましたが、取手市が相続財産清算人の申立てを行う際には、家庭裁判所におおよそ100万円程度の予納金を納めることとなります。この予納金は、基本的に財産の清算終了後に返金していただくこととなりますが、清算人の報酬等は予納金や被相続人の預貯金、また土地や家屋の売却額から支払われることとなります。取手市におきましても平成26年から令和2年度まで申立てを行ってまいりましたが、相続財産等が少ない場合や多額の債務があった場合に、予納金の一部が返却されないといった例もございました。このような状況を踏まえまして、取手市が申立てを行う主な判断基準としまして、2点ございます。1点目に、資産価値があり早期に売却が見込まれる物件であること。2点目として、民法第166条第1項に規定される債権等の消滅時効期間である10年を目安として一定期間経過した物件であることが挙げられます。このような要件を考慮し申立てを行ってまいりましたが、令和3年度以降はそのような該当物件がなかったために、予算計上を行っておりませんでした。今後、申立てが必要となる物件が発生した場合には、資産価値や経過年数を含め様々な状況を考慮し、関係各課と協議した上で、相続財産清算人の申立てについて実施していきたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。今、部長の答弁で、相続財産清算人の申立てには、家庭裁判所に約100万円の予納金を納める必要があるということですが、やはり当該物件が優良物件であるということは慎重に見極めていく必要があるんだろうなと思います。先ほど、市内には相続不存在で課税保留になっている空き家が40件あるという答弁でしたけども、その中には十分回収可能な空き家もあるのではないかと。先ほどの部長の答弁では、令和3年度以降は当該物件はなかったため予算計上を行っていないということですが、これは毎年、綿密な調査というのをしてきたのかどうか、そこを確認したいと思います。

○議長（岩澤 信君） 課税課長、稲村忠弘君。

○課税課長（稲村忠弘君） お答えさせていただきます。調査の結果、相続財産不存在となり、また相続人清算人が選定されておらず課税保留となった案件につきましては、毎年、現地の利用状況の確認を行っております。確認を行っている主な理由といたしましては、令和2年度の地方税法改正により、住民票や戸籍または関係者への質問などの調査を尽くしても、なお所有者の存在が不明である場合には、その物件を実際に使用している方を所有者とみなして、令和3年度から課税することができるものとされたものです。物件が利用されている場合には、聞き取り調査などを行い使用者であるかを確認させていただき、使用者である場合にはその方を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録する旨をあらかじめ通知し、翌年度以降課税を行っている状況でございます。なお、現在使用者課税を行っている件数ですが9件となっております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。毎年調査が行われているということなんですけども、それでは次に、令和5年12月に空き家に関する改正法がなされて、特定空家に指定されると、翌年から固定資産税の減額の特例措置が適用されないため、固定資産税が6倍、都市計画税が3倍になりますが、市内で該当する物件はあるのかどうかお尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 課税課長、稲村忠弘君。

○課税課長（稲村忠弘君） お答えさせていただきます。まず、住宅用地の特例について御説明させていただきます。住宅用地の特例とは、住宅が建っている土地の固定資産税などの税額を軽減するための制度で、土地の利用状況に応じて課税標準が減額されるものがあります。具体的には200平方メートル以下の部分については課税標準が6分の1、200平方メートルを超える部分については3分の1に軽減されます。特定空家に指定された一—勧告を受けた場合ですね、この特例の適用がなくなりまして、結果として土地の税額が上がることとなります。取手市において特定空家に認定し勧告を行った物件は1件ございます。しかしながら当物件につきましては、勧告を行う以前から建物としての原形をとどめていないと判断しており、建物がないものとみなして、実質的には住宅用地の特例を適用しておりません。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。市内には1件の特定空家があるんですけども、建物のていをなしてないということで、住宅用地の特例が適用されていないということは承知いたしました。この相続人が不存在の空き家なんですけれども、特に住宅が密集しているような地区においては、これが年々経過すればするほど、もう老朽化して建物が崩壊するとか、あるいは草木の繁茂によって周辺環境の悪化を招いて、そもそも取手市の住宅としてのイメージがかなり損なわれる可能性があるわけですよ、これから、今後見ていきますと。そういった点から、先ほど部長からも答弁してましたけども、こういう空き家については、裁判所への申立ての予納金を納めて清算人を選任する手続に入るとい判断をしていく必要があるのかなと思うんですけども、この判断をするには、私は2つ

の視点からアプローチする必要があるのかなと思います。1点目は費用対効果の視点です。先ほどもおっしゃっていたように、やはり予納金を納めたんですけども、結果的に清算人から回収するものがほとんどなかったということでは困るわけで。優良物件でそこに担保がついてないとか、そういった綿密な調査をして、そしてここだったら回収可能だろうというような物件については、やっぱりどンドン市としても対応していったほうがよろしいのかなと思います。

それともう一点、先ほども言ったんですけども、やはり相続人不存在の空き家を解消するという事は、そこを更地にしてまた新しい建物が——第三者が購入して例えば新しい建物を建てるとすれば、そこからまた固定資産税という税金が生まれるし、周りの環境もぐっと変わってくるわけですね。そうすると、近隣住宅の資産価値を高めていくということもあるんだろうと思います。そういったことで、今後、地域によっては高齢化がますます進み、相続人不存在の空き家が増え続ける可能性は十分予想されます。特に市街地の空き家については、そのまま放置するのではなく、行政で解決することが必要と考えますが、取手市の考えをお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それでは、お答えいたします。先ほども御答弁させていただきましたけれども、相続財産清算人の申立てを行い、相続財産の清算が行われることで、新たな固定資産税の徴収が見込まれるだけでなく、空き家対策の解決の有効な手段であるということは存じ上げております。今後、相続財産清算人の申立てが必要であると判断した場合には、関係各課と協議し、相続財産清算人の申立てを実施していきたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。前向きな御答弁をいただきましたので、しっかりこれからも行政のほうを見守ってまいりたいと思います。以上で、この質問は終わります。ありがとうございました。

続いて、避難所運営についてです。近年は大地震やゲリラ豪雨による水害により、広範囲にわたり甚大な被害を及ぼす大規模災害が発生する頻度が高まっております。大規模災害時には、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に住む方は避難を余儀なくされます。取手市においても集中豪雨により水害等から身を守るため、避難を余儀なくされてきております。取手市の令和5年から令和6年の避難所開設状況について、特に避難所を利用した人数、避難所開設に当たっての課題などをお伺いしたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。令和5年及び令和6年の避難所の開設状況についてでございますが、令和5年につきましては、年間を通じて2回の開設実績がございました。1回目は令和5年6月2日から3日にかけての大雨に伴う対応として、5か所の避難所を開設し、延べ75人の方が避難されました。2回目は9月7日の台風13号に伴う対応として、6か所の避難所を開設し、延べ4人の方が避難されました。また、令

和6年につきましては、12月1日時点ではございますが、1回の開設実績でございまして、8月16日の台風7号に伴う対応として、1か所の避難所を開設し、延べ21の方が避難されました。

次に、避難所開設に当たっての課題でございまして、能登半島地震の際には、本来開設するはずの指定避難所が責任者不在で開設されなかったというような報道がございました。大きな地震の際には、道路事情やライフラインの断絶などの影響により、職員による避難所の開設が行えないことも想定されることから、速やかな避難所開設方法の構築を課題として考えております。現在、課題解決に向け、避難所の開設に当たりましては、近傍の自主防災組織による開設について検討を進めているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。この2年間では、やはり令和5年6月の集中豪雨により双葉地区を中心に被害が拡大して、5か所の避難所を開設し、延べ75の方が避難されたということですが、さらに大規模な災害が発生した場合には、広範囲に避難所が開設され、多くの市民が避難する可能性があります。また、職員による避難所開設が行えないことも想定し、あらゆる角度から対応できる体制を整えていく必要があるんだろうなと思っております。

次に、大規模災害時において、広範囲に避難所を開設した場合についてなんですけども、市の地域防災計画によれば避難所運営委員会の設置とあり、自主防災組織及び自治会・町内会が中心となって、平常時からあらかじめ各地区ごとに避難所運営委員会の構成メンバーを決めておく記載されておりますが、大規模災害時には市内の至るところで避難所が開設される可能性があります。そこで、毎年、自主防災会が中心となって防災訓練を実施している自治会は対応可能かもしれませんが、自主防災会組織が未結成で防災訓練も実施されていない地区では、スムーズに避難所運営委員会が設置され、避難所運営がなされるかどうか危惧するところです。取手市の考え方をお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） ご答弁申し上げます。大規模災害発生の際には、自助・共助・公助のバランスが非常に大切であると考えてございます。災害が大きく避難生活が長期化するような場合には、相対的にコロナ禍でも自助・共助の比率が高くなりまして、特に避難所については避難者同士が力を合わせて安全で秩序ある避難生活のため、自主防災会それから自治会・町内会の役員並びに市職員、施設管理者等から構成されます避難所運営委員会を組織して運営していくこととなります。一方で、ただいま鈴木議員のほうから御指摘のとおり、自主防災組織の未結成地区は市内の大字単位で今14地区ございます。発災の直後、こちらは避難所の運営マニュアルでいいますとその初動期に当たる部分なんですけども、ここには災害対策本部によりまして配置する避難所班が運営してまいるような形になります。長期化した場合ということなんですけども、いわゆる展開期から安定期と呼ばれる期間に関しましては、自治会ですとか町内会の役員や防災に関する専門知識を有します防災士など、避難者の中から避難所運営委員会役員を選出していくこととなります。災害の混乱の中、スムーズな避難所運営委員会の立ち上げには、共助の要であります

自主防災会組織の役割は、我々も非常に大きいものであると考えてございます。ですので、引き続きまして出前講座ですとか、それから講演会、それから今年度も夏に実施させていただいたんですけども、防災組織の未結成地区などを対象にしました避難の誘導訓練なども実施しながら、そういった必要性については御理解を求めて、避難所運営を含めました地域防災力の向上に取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。今、部長のほうから御丁寧な御答弁いただいたんですけども、大規模災害が発生した場合には、やっぱり職員も被害を受ける可能性があり、公助には限界があるのかなと思います。基本は自助ですけれども、避難所を開設した場合には共助の比重が高くなると思っております。特に自主防災会未結成地区や自治会・町内会の結びつきが希薄な地区においては、避難所を開設したとしても相当混乱する可能性があり、被害を最小限に抑えるためにも、平常時から共助の重要性を普及・啓発していただくことが肝腎なのかなと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

では次に、笠間市の災害時支援員の創設について御紹介したいと思います。

[10番 鈴木三男君資料を示す]

○10番（鈴木三男君） これは笠間市の災害時支援員の創設の件なんですけども、大規模災害が発生した場合には、市職員が被災したりして職員不足が発生、緊急時に対応できる職員以外の人材を確保する必要があるとして、笠間市では今年8月に災害時支援員登録制度を創設、行政や警察・消防・自衛隊など勤務経験があり、災害対応に関する知識を持った人材に事前に登録してもらい、災害発生時には避難所の運営や支援物資の配分などの役割を担ってもらおう。避難所開設が長期にわたる場合には、避難者自身や自主防災組織へ避難所運営を移行させるための仲介役も努めるとあります。大規模災害時には広範囲に避難所が開設される可能性があり、避難所運営がスムーズに開設するには、笠間市の災害時支援員の創設も参考になるのではないかと思います。取手市の考えをお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。笠間市では、能登半島地震の被災地に派遣した職員から、被災自治体の職員は、自らも被災者でありながらも被災者支援も行わなければならない、行政の人手が不足していたとの報告があり、マンパワー不足の解消のため創設した全国的にも珍しい制度と承知してございます。本市におきましても、地域の自主防災組織を中心に、災害時の避難所運営に御協力いただくよう防災力の強化を図っているところですが、議員より御提案いただいた笠間市の災害支援員制度なども含め、防災についての様々な取組についての先進事例などを調査研究してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。笠間市のほうでの災害時支援員の創設というのも、十分検討の価値があるのかなと思ひまして御紹介しましたけども、大規模災害時には、広範囲に避難所を開設する必要があります。避難所が混乱なく開設され運営さ

れることが、被害から市民を守り、被害を最小限に抑えることだと思います。以上を述べて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、鈴木三男君の質問を終わります。

続いて、山野井 隆君。

〔18番 山野井 隆君登壇〕

○18番（山野井 隆君） 皆さん、こんにちは。眠くなる時間帯ですよ。でも、うちの議会で寝てる人ほとんどいないですよ、見たことないんですけど。

〔「目の覚めるような質問よろしく」と呼ぶ者あり〕

○18番（山野井 隆君） 目の覚めるような——今日はギャラリーの方もたくさんいらっしゃって、空席が満席ということ。

〔笑う者あり〕

○18番（山野井 隆君） 改めまして、会派みらい・維新・国民の会、国民民主党の山野井 隆でございます。今回、一般質問、テーマは2つございます。1つは、テレビでも連日報道されております年収の壁の引上げでございます。それとともに、地方の減収について皆さん関心あると思いますので、そちらを聞いていきたいと思っております。もう一つは、防犯に関して、首都圏の連続強盗被害、これ大変皆さん関心あるんじゃないかと思っております、この2点を今回質問させていただきます。

それではまず、市の財政状況について見解を求めたいと思うんですが、その前に、まずこの日本の今の税収の状況について触れていきたいと思っております。直近の3年間は過去最高の税収を上げていると報道されておりますが、令和5年度は日本の一般会計税収は72.1兆円とされています。また、令和4年度の税収においては71.1兆円、またこれは主要な税目でいうと、所得税そして法人税、そして最大の収入源がこの消費税でございます。これが約23兆円あるんですけども、この消費税に関しては、物価が上昇すると連動して税率上げなくても増えますので、非常にこれは物価高騰の下支えになる、つまり値上げの原因になってると思っております。それで、この状況ですと令和2年60兆円、令和3年度67兆円、令和4年度71兆円、そして先ほど申し上げたように令和5年度が72.1兆円ということで、インフレと賃上げと、それから円安の影響によって、国のもう独り勝ちと言っても過言ではない状況であります。そこで今後、この国の税収が地方自治体にどのように配分され、どのような形で地域住民の福祉や教育環境の改善、インフラ整備に寄与していくのかが問われております。この国の税収増や市内企業の法人税収等を踏まえ、取手市の現在の財政状況を伺います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、山野井議員の御質問に答弁いたします。令和7年度予算編成方針にも記載しておりますとおり、取手市の財政は引き続き厳しい状況にあるというふうに捉えております。経常収支比率は県内ワースト5位の96.4%、積立金残高比率は県内ワースト11位の37.2%であり、県内平均と比較しても厳しい状況にあります。

この状況の主な要因でございますが、昭和40年代、取手市の人口が大きく増加した時期の転入者の多くが高齢者となり、担税力が低下する一方、社会保障経費が増加する傾向にあることや、当時整備した公共施設の老朽化が進んだことで、それらの対策にも財源を要することなどであるというふうに考えております。これに加えまして、物価の上昇が令和7年度も引き続き見込まれることなどから、厳しい予算編成にならざるを得ない状況となっておりますが、市民の皆様提供する住民サービスをしっかりと維持しつつ、予算編成方針に掲げた重点事業を着実に推進できるよう、引き続き全庁的に知恵を絞り、予算編成に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 答弁ありがとうございます。国の税収は上がっていますが取手市は厳しいと、今お答えがありました。この経常収支比率について、ワースト5位とおっしゃってましたけども、この推移——例えば、これはもう10年も20年も同じように推移としてはランクが下がってきているのか、どういう状況なんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。茨城県のホームページでは、県内44市町村の財政指標のデータが平成17年度から公開されております。そちらを見ますと、平成17年度の取手市の経常収支比率は89.8%でございました。このときは高いほうから数えて県内25位と、おおむね県内平均に近いところに位置しておりました。その後、リーマンショック後の平成21年度には98.2%で県内ワーストになりました。その後、90%台前半で推移してきましたが、少しずつ上昇してきて今に至るということになっております。この経常収支比率は、リーマンショックなどの経済状況の変化ですとか、市内大手企業の税収の動向などの影響も受けますので、年によって変動もしておりますけれども、全体として上昇傾向にあるのは、やはり高齢化の影響によるものではないかというふうに捉えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 分かりました。記憶ではリーマンショックがあったときに、たしか財政のアクションプランでしたっけ——たしかやりました。そのときに、企業税収などに影響を受けない強固な財政の体制をつくるとおっしゃってたんですけど、その辺は効果あったんですかね。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） お答えいたします。当時、リーマンショックで大変な法人税収入の減少がございました。それを受けまして財政構造改革アクションプランを策定し、歳出予算の中で見直せるところは見直すといった方策を相当数やってまいりました。その結果を踏まえまして、当時、先ほど答弁ありました経常収支比率がワースト1位であったものが、今はどんどん改善しているという状況になっておりますので、その効果というのは少なからずあったろうというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 分かりました。それでは、この地方の財源をマクロで見たいと思いますので、資料のほうをお願いします。

〔18 番 山野井 隆君資料を示す〕

○18 番（山野井 隆君） 今、資料を御覧いただくと、左側のブルーのグラフを御覧いただきますと、地方のマクロ、これ全体の税収を示してるんですけども、全体で足元は10年前と比較して約8兆円増収になってるんですね。これは一概に全部の市町村に当てはまるものではないんですけど、マクロで見ると、地方の税収、実は増えてるんです。そうなりますと、地方のプライマリーバランスにしては一貫して黒字を維持しておりますし、臨時財政対策債の新規発行も3年連続で行われなかった期間があったり、非常に地方の債務残高が減少しているわけなんです。そうしますと、取手市の財政が厳しいというのであれば、取手市は負け組に入るといことなんでしょうか。ただこれ決算剰余金、取手市の令和4年度の予算の使い残しを見ますと、15億7,300万円、そして令和5年度においては12億7,700万円と、この剰余金も堅調なんですね。本当にこれは厳しいのかどうか、もう一回お答えをお願いします。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。確かに財源、決算剰余金はまとまった額が発生はしておりますけれども、ある年の決算剰余金は、その次の年の歳入として繰り越されております。その翌年度の決算剰余金はその歳入を含めて計算されておりますので、毎年その決算剰余金が新しく発生しているというわけではございません。この決算剰余金は年によって大きく変動もいたします。その一方で、その年度の補正予算の財源ですとか、新年度の当初予算の財源としても活用しておりますので、年によって不足を生じたこともございます。こういったことから、必ずしも堅調とは言えないと認識しております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） その予算に組み込まれたものも混ざってるんで純増ではないよという御説明なんですけど、実際の上振れというのはあったんですか、この中で。それを除いて純増した部分って結構あったんですかね、だとしたら。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。確かに税収は、ここ数年上振れはしております。ただ一方では、インフレによって物価も高騰しております。財政状況は歳入が上がればその分好転するとは限らず、歳出が増えていけばその分やっぱり苦しくなるものですので、そちらを両面で見た結果、厳しい財政状況が進んでるというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 分かりました。それでは、結構前に遡って資料を御提示いただいたんですけど、現在、取手市のホームページで一番古い予算編成方針は平成20年度ですかね——ホームページでも公開されてるものです。これ、遡って全部は見てません。5年ぐらい、平成20年から平成25年ぐらいまで見てきたんですけど、個人消費の低迷で

あつたり、リーマンショック、それから震災、コロナ、その他いろいろ人口動態によるものを含めて、毎年必ず厳しい、厳しい、厳しい、厳しいと言いつけてるんですよ。一度も「今年は堅調です」と言ったことないんですよ。だから、これは財源不足によってコストカットしていくことによって、かえってこの消費を低迷させて成績を悪くさせてるんじゃないかというふうに思えるわけなんです。例えば、今、財政部がおっしゃられた、財政状況を乱した原因は高齢化の担税力の低下であると。つまり、取手市の人口動態に起因するということであれば、予算編成方針で重きを置かなきゃならないのは、将来の取手市の人口動態予測を活用して子育て世代の呼び込み、それから企業誘致戦略、移住・定住政策に比重を置いて組んでいくべきだったのではないかと思います。この人口動態調査について、ちょっと待ってください。資料を出します。お願いします。

[18番 山野井 隆君資料を示す]

○18番(山野井 隆君) これは、独身研究家の荒川和久先生、このコラムリストの方がつくったものです。推計値は社人研の1997年時点に作成したこの予測図なんですね。実際に予測・推計したものが、この赤いグラフで出ていまして、このブルーが実際の出生率の値なんですけれど、ほとんどぶれがないんですよ。つまり、人口動態の予測は精度が非常に高いので、こういった予測を利用すれば、政策というのは変わってくるんじゃないかと思うんですね。この辺について今後は加味して、こういった合理的なデータを利用して予算編成を組んでいく。また市長も、そのような政策を立てていくのが、私はベストなんじゃないかなと思っております。それでは次に、今後は、例えば明石市のように「子ども政策5つの無料化」とか、早くして子育て世代を呼び込む、こういった取組をぜひ期待したいと思います。

次に行きます。次は枠配分方式の限度額の設定に関する意思決定について、お尋ねをしたいと思います。最近、自治体財政の職員向けの本を私、手にして見る機会がありまして、その中で、予算編成における2大手法である一件査定と枠配分方式は、ルートは違うがゴールは一つであるとのことでございます。枠配分の限度額は、どのように決定しているのでしょうか。

○議長(岩澤 信君) 財政課長、谷池公治君。

○財政課長(谷池公治君) お答えさせていただきます。取手市が導入している枠配分方式では、市税や地方交付税をはじめとした歳入一般財源の見込額をまずは算出し、さらに財政調整基金などをはじめとした基金の取崩しもある程度見込んだ上で総額を算出しております。そこから全庁的に優先順位を決定していく政策経費の分の一般財源などや、義務的経費などの枠配分になじまない経費分の一般財源などを差し引きまして、残った額を各部の裁量として配分をしています。総額の算出に当たりましては、9月時点での情報を基に、税収の増減の傾向などを踏まえて見積りをするとともに、財政調整基金の取崩しにつきましては、義務的経費や制度改正等による避けがたい負担の重さも踏まえて、各部での経常的なサービスに多大な影響が出ることがないように、所要の調整を行っているところでございます。以上です。

○議長(岩澤 信君) 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） いろいろ協議した上で、その枠の配分の限度額が決められていると思うんですけども、そうしますと、議員が例えば一般質問なんか提案して、その所管部署がいろいろ、これができるとか、できないとかとお答えになっていくと思うんですけど、それであれば、この枠配分、議員が提案したものを実現できるかどうか、課が判断していく、これ重責になるんじゃないかと思うんですが、職員は枠配分をどのように評価しておりますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。枠配分方式は、その与えられた枠の範囲で各部各課の裁量を持って予算を編成していくものでございますので、一般的には一件査定と比較すると、むしろ自由度が高くなるものというふうに認識をしております。また、取手市も令和2年度までは一件査定方式を採用しておりました。その頃、財政部での査定の作業におきましては、どの程度の一般財源の持ち出しを許容するのかという視点での検討は、そのときにもしてはおりました。そういった意味では、枠配分は使用可能な一般財源の職員の見える化を図ったものというふうに言うこともできるかと考えております。さらに、毎年、予算編成後に職員に予算編成に関するアンケートを取っております。その結果を見ますと、枠配分方式を肯定する回答が大部分を占めております。こういったことから、上限額を示し枠配分方式を使っていくというのが、各部各課の重責になっているということはないのではないかと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） ある意味、職員の方々がやりやすいということであれば、逆にこの議員の提案を断りやすいということにつながるのでしょうかね。

〔「ズバリ、ズバリだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政課長（谷池公治君） お答えします。予算編成の方法がどうであるかにかかわらず、以前より、どこの部署でも議員の皆様や市民の皆様からの御要望はしっかりと受け止め、検討をさせていただいているというふうに認識しております。検討に当たりましては、市政におけるそれらの御提案の重要性や公益性、費用対効果などを総合的に判断しており、そういった検討を経て初めて予算要求が行われるものですので、予算編成の手法自体が、それらの検討において障害になることはないというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 何かいろんな質問、提案すると、非常に苦しそうに答える職員の方が多いなど、私は感じてるんですけど。例えば、私の認識では、政策的に大きな支出を伴う提案ですね、例えば給食費の無償化であるとか、これ3億円超えてきますから、これ一課で「無償化はできません」と答えるしかないと思うんですよ。そもそも多分枠の中に入ってないと思いますんで。これ本来は、だから一件査定であれば、議員からこういう提案を受けた、財政部に次回の予算の要求をすとかという流れでやらなくていいんですかねというふうに私は思ってしまうんですね。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○18 番（山野井 隆君） ありがとうございます。——もう一回聞いてみようかな。私はそういうふうな認識だったんですけど、ですから、ここの課では答えられないなという答弁が出てくるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それでは、お答えいたします。市の内部的な意思決定に関する事務的なこととなりますけれども、大きな財政負担を生じる事業や中長期での対応を要するような事業であればあるほど、予算編成に入る前の段階で全庁的な検討が行われるというふうになっております。その結果、その事業を実施するとなれば、当然、財源の捻出も全庁的な枠組みで検討することとなります。そのため、予算編成の方針いかにによって、各部各課の裁量で大きな事業ができるかどうかが変わるという事態は発生しておりません。なお、先ほど答弁した職員アンケートでは、自由記述を集約しております。一部ご紹介しますが、「金額が具体的に見えた」「予算の自由度が出て、やりがいがある」「今後も継続すべき」といった意見がありました。一方、改善すべき点としては、細かなルールや提出方法に関するものが多く挙げられております。こういったことから、今後とも枠配分方式の改善を続け、より効率的に費用対効果の高い予算が編成できるよう努めていきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 承知しました。政策の皆さんの方向性によって、その枠というのは、そこに固まっているものではないと、ちゃんとそれは広がっていくんだよという認識でよろしいですね。ありがとうございます。

それでは、次に行きます。続いては、この「103 万円の壁」と称される基礎控除額の引上げに伴う当市の減収に関する試算と対応について、お尋ねをしたいと思います。これは結構難しくて分かりづらいという人もかなりいますので、結構丁寧にこれ説明したいと思います。国民民主党の政策である所得税の基礎控除額である 103 万円の引上げについての議論が注目されています。103 万円の壁とは、所得税が課税される年収ラインのことです。年収が 103 万円を超えると、超えた額に対して所得税が課税されます。学生アルバイトやフリーターなどが年収 103 万円を超えると、親などの手取りが減ってしまいます。これは子などの年収が 103 万円を超えると税制上、親や配偶者の扶養から外れるためです。扶養から外れると親などの扶養者は扶養控除が適用されず、所得税や住民税の負担が増えます。基礎控除の考え方は、憲法 25 条の生存権を保護するための最低生活費控除であり、生活費には税金をかけないという発想から来ています。しかし、時代とともに物価上昇に合わせ生活費の支出も増えるわけですから、基礎控除額も引き上げることが適切だったはずで、日本政府は、プライマリーバランスの黒字化を目標とした財源確保のため、1995 年を最後に行ってきませんでした。デフレ脱却に向けた賃金上昇により時給が上昇する現在においては、今までよりも短い労働時間で 103 万円の壁に到達してしまうため、労働供給抑制が働き、企業側は労働力不足が加速しています。国民民主党は、手取りを増やすキャッシュコピーにここを問題提起したわけであり、178 万円の根拠ですが、1995 年と比較して今の最低賃金が 1.73 倍になっていることから、控除合計額も 103 万円掛ける 1.73 イ

コール 178 万円に引き上げるべきとしています。政府が近くまとめる新たな経済対策をめぐり、自民・公明両党と国民民主党は、年収が 103 万円を超えると所得税が生じる 103 万の壁について、税制改正の中で議論し引き上げると明記し、先日、石破総理もそれを発表したところであります。現在の賃金上昇率に合わせて 178 万円まで基礎控除額を引き上げることによって、個人消費の回復や 103 万円の壁を意識した働き控えをなくすことによる人手不足の解消、それに伴う経済効果が期待できます。例えば、年収 300 万円の家庭では年間約 11 万円、600 万円の家庭では約 15 万円の減税が試算されています。第一生命経済研究所の試算によると、可処分所得が 7.6 兆円増え、そのうち 20%が消費に回ると 1.5 兆円の個人消費増加が見込まれると試算しております。しかし一方では、各自治体の首長が税収減について懸念しており、住民サービスが維持できないなどと発言する姿が連日のように報道されています。103 万円の壁を 178 万円に引き上げた場合、国は 7.6 兆円の減収、税収減が起こると予測しております。その中で地方に 4 兆円の不足を生じさせるとしていますが、当市における減収の試算を伺います。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。年収 103 万円の壁を見直し、給与収入で 178 万円までが所得税非課税となる水準にまで、所得税及び住民税の基礎控除を引き上げたケースを、当市の令和 6 年度の課税状況から推測した概算ですと、個人住民税所得割で約 21 億 8,000 万円ほどの減収が発生するという——試算になりました。一方では、現在の地方財政制度の枠組みでは、市税の減少は地方交付税の算定において基準財政収入額の減少要因となりますので、地方の財源不足が拡大し、臨時財政対策債を含めた地方交付税が増加するということとなります。ただ一方では、国においても所得税の減少が見込まれますので、国全体の地方交付税の原資が不足することになります。そのため、現金ベースでの地方交付税は減となり、臨時財政対策債に振り替わってまいります。仮に個人市民税で 21.8 億円の減収が生じた場合、現金ベースでの地方交付税は約 7.1 億円の減、臨時財政対策債は約 23.5 億円の増となります。基本的な算式としては、こういった増減を通しまして、個人市民税減収のおおむね 4 分の 3 相当程度が地方交付税の増要因として標準計算になりますので、4 分の 1 の約 5.4 億円が正味の一般財源の減になるということで試算をしております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） ありがとうございます。今の御説明、結構知らないという方もいたと思うんですけど、この地方財政が減った場合に、総務省ルールで、これ一定の水準に戻さなきゃいけない地方交付税制度がありますので、実際は 4 分の 3 は公費で入ってくるわけなんです。足りないのは 5.4 億円ということなんですけども、ちなみにこの減収による経済効果、これの試算を含んだこの減収額だったんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。先ほども申し上げましたとおり、純粋に現在の地方財政の制度のまま基礎控除が引き上がった場合の試算でございますので、経済効果の想定額などは、この中には含まれてはおりません。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） やはりそうだと、精密かどうかという、これははっきりと言えないのかなと思います。資料のほうをお願いします。

〔18番 山野井 隆君資料を示す〕

○18番（山野井 隆君） これちょっと私のほうで作成したんですけど、これ何度か今後でも出させていただきたいと思いますが、なるべく分かりやすく書きました。この市内にも、国内総生産市町村版というのがあります。ちなみに、取手市の令和3年度だと3,500億円のGDP市内総生産があったんですが、今右側から見ていただくと、この政府、企業、家計いろいろあるんですけど、支出ってありますよね。例えば政府の支出が増えると、この生産と分配であるいわゆる所得、これは必ず増えるというのが、これがGDPの三面等価の原則として、これ経済学を学ぶときの一番最初に段階で覚えていくところでございますので、どうして生産と分配のところを増えるという計算を全くしないで減収だけを言うという、発表するという、いまいちこれは精密な数字ではないというふうに思います。閉じていただいて結構です。もし欲しい方いたら後で送りますので。ちなみに5.4億円はいずれにしても足りないということではありますが、この減収補てん債の発行は可能でしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。減収補てん債につきましては、法人事業税交付金、利子割交付金、あとは法人税割が対象になっておりますので、個人市民税の所得割につきましては、今の地方財政の枠組みの中では、減収補てん債は発行できないということになります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） そうすると、やはり減った分は、今、自治体の首長たちが求めているように、国の裁量でしっかり埋めてほしいということでもあります。ただ、国のほうも財源がないと言い続けていますが、いろんな解釈があると思います。ただ、最近またSNS——今テレビだけじゃなくて、いろんな多面的に情報を集める時代になりましたので、私もSNSを見ながら、そしてまた各種法令の裏をちゃんと調べて取りながらなんですけど、いろんな文書を、いろんな材料を見つけてきまして、今日は財務省が出した資料をちょっと御覧いただきたいと思います。資料をお願いします。

〔18番 山野井 隆君資料を示す〕

○18番（山野井 隆君） この財源でよく言われる、国債発行を安易にすると将来のツケになるよと、テレビのコメンテーターよく言いますけれども、これはどういうことかといいますと、「外国格付け会社宛意見書要旨」というんですが、当時の黒田財務官が格付け会社——これ海外の会社なんですけども、日本の国債の信用度が低いと称したものに対して、反論の書簡になります。この次のページに行きます。どんなことを言っているかといいますと、これ抜粋ですが、全部は書いておりませんが、読み上げますね。「日・米など先進国の自国通貨建て国債のデフォルトは考えられない。デフォルトとして如何なる事態を想定しているのか——黒ポチのところなんか分かりやすいんですけど——マクロ

的に見れば、日本は世界最大の貯蓄超過国。その結果、国債はほとんど国内で極めて低金利で安定的に消化されている。日本国債は現在 95%が国内でかつ低金利で消化されている。また、2001 年は、一般政府部門の赤字 32 兆円に対し、民間の貯蓄超過 42 兆円である」、このように書かれています。一番下のところなのですが、「近年自国通貨建て国債がデフォルトした新興市場国とは異なり、日本は——この大事なのは——変動相場制の下で、強固な対外バランスもあって国内金融政策の重要度ははるかに大きい。更に、ハイパー・インフレの懸念はゼロに等しい」と、これは日銀の総裁がお話ししてる。これ、実際に残ってるんです、いまだにホームページに。この文書は本当なのか、それともそうじゃないのかを参議院議員の方が、これに対して政府に質問状を送ったところ、これに対しては明確な答えはございませんでした。これが全く違うという話であれば、この文書は問題がありますし、またこれはそのとおりだと言ってしまうと、まさに増税の根拠を失うわけでありまして、これ非常に答えられない、答えづらい質問なんだなと思って、いろいろ文献を見ますとそうでした。多分、この国債発行によって足りない減収分を埋めるというのは、非常にハードルが高い——この国においては非常に高いんだな。海外の場合を見ますと、コロナ禍なんかもそうですけれども、かなり財政出動をして経済を潤滑に回すということをしてたんですけど、最近では自民党の西田参議院議員も、こういう発言をしておりました。ちょっと見ていただきます。お願いします。

〔18 番 山野井 隆君資料を示す〕

○18 番（山野井 隆君） このこの条文にちょっと着目をしておりまして、財政法第 4 条というところでございますが、この国の歳出の財源については、原則ですよ、原則、公債や借入金以外の歳入を使用することを定めていると。すなわち国債の発行を基本的には認めてないんですね、認めるのは建設国債費。それと今発行してるのは特例国債、いわゆる赤字国債というものです。すなわち、この条文が約 77 年前につくられた法律でして、基本的には自由度の高い国債の発行が、どうしても原則的じゃないものですから、やはりこのところで縛られて、なかなかダイナミックな国債発行ができないんじゃないかと思えます。ただ、先ほどの日銀の黒田文書と言われるものの中では、日本のこのハイパーインフレというのはゼロに等しいと言っている状況で、インフレが怖いから国債発行しないという論理も破綻してるわけなんですよ。ここで財源がないというのをずっと言い続けてきてるのは、私はいかななものかなと思っておりますので、これはしっかりと、市ではなくてやっぱり国に我々も含めて求めていきたいと思えますし、皆様にもその御協力をいただきたいと思えます。これについては、これで結構でございます。

次に、これについて各自治体の首長さんがいろんな発言をしているんですけど、うちの中村市長は多分力強く「私は市民を守るんだ」と言ってくれるんだと思うんですよ。よろしくお願いします。

○議長（岩澤 信君） 市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 山野井議員の質問に答弁したいと思います。年収 103 万円の壁の見直し、どのぐらいの額に増額になるか分かりませんが、今、議員からお話があ

りました人手不足の解消につながろう——だろうなというふうにも思っています。また税金や保険料の負担が増えないように、働く方々には大変ありがたいことなんだろうなというふうに思っています。国民ひいては取手市民の手取りの収入が増えて、それにより消費も増え経済が活性化する可能性があるという点では、歓迎すべきことであるなというふうには認識をしております。ただし、それによって地方財政に大きな減収が生じるとすれば、ゆゆしき事態ともなりかねない、そういうふうに思っています。国には地方行政のサービスに影響を及ぼすことのないように、取手市も市民サービス、そして事業の低下につながらないように、しっかりとした対応を検討していきたい、そんなふうに考えています。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 取手市の中村市長、本当に首長として最高のメッセージだったと思います。ありがとうございます。最後に、予算・決算審査特別委員会の質疑が予算に——令和7年度予算に、しっかりと反映されるかどうかを注目していきたいと思っています。私、副委員長だったものですから総括質疑をしました。ここでちょっと長々お話しするつもりはありませんけども、大きく3つありました。インフラの整備、そして結婚支援に関する所得制限の見直し、それからあと教育環境の充実、こちらについてはしっかりと予算措置をお願いしたいなと思っています。1点だけ、ちょっと資料を出させてください。

〔18番 山野井 隆君資料を示す〕

○18番（山野井 隆君） 結婚支援のところでございますが、これちょっと見づらくてすいません、口頭になりますけれど、今の生涯未婚率、一生結婚しない人が最も率が低いのは東京都の港区、中央区、千代田区なんですね。これは、あるほかのジャンルと同じリンクするものがありまして、日本で一番所得の高い人が住んでいる自治体のランキングも港区、中央区、千代田区なんですね。すなわちこの年収、要するにその年収と婚姻率——出生率でなくて婚姻率の関係が非常に密接でして、つまり、今500万円がたしか結婚支援については所得の制限がかかったと思うんですけど、これも賃上げとかインフレで500万円ではなくてやはり見直して行って、少しでもこの婚姻にお金を充てられるように支援してほしいと思います。ちなみに、本当に地方では小学校とか中学校、統廃合というのがあったんですけど、やってみましたけども、これ今、東京の芝とかあの辺は、学校を、小学校を新しく造ったりしてる状況で、まるで違うという状況ですので、ぜひ取手に住んでお子さんを産んでいただくということを皆さんにしていきたいと思っていますので、優しい段取りをしていただきたいと思います。また、私が以前一般質問をした移住促進サイトで、取手市に引っ越したらどのぐらい得するんだというのをシミュレーションする簡単ツールができたようで、先ほど数藤さんから、それを言ってほしいのかなと思って——控室に来たもんですから……

〔笑う者あり〕

○18番（山野井 隆君） （続） ちょっとスルーできずに、ここでお話をさせていただいた次第でございます。以上でございます。今後ともぜひ取手市発展のために、一緒に力を合わせてやっていきたいと思っています。御答弁、本当にありがとうございました。

次の質問、最後の質問に行きます。次に防犯対策について、お尋ねをします。この闇バイトによる強盗被害ですね、首都圏連続強盗事件、これまさに対岸の火事ではないと感じております。これ近いところだと——千葉県だと最も近いところだと八千代市とか白井市、ここで起きてますので、私もニュースを見るたびに、取手まさに県境、すぐ隣ですから非常に心配ですし、高齢者も多いというお話もありましたから、これ何とかできないかなと思っています。行政として、この闇バイトの募集を効果的に監視する体制が整っていなかったり、また政府の法規制の整備、これからになるんでしょうけども、この一連の事件以来、この取手市として防犯対策の強化って、どのようにやってきたのかをお尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは御答弁させていただきたいと思えます。先ほど山野井議員のほうからも御説明がありましたとおり、現在、首都圏におきまして闇バイトを実行役とした連続強盗事件が発生しているところでもございます。事件によりましては被害者が連れ去られて監禁されたり、執拗な暴行によりまして死亡するなど、犯罪の凶悪化によりまして世の中を震撼させているところでもございます。また、現在まで茨城県内での発生そのものは認知してございませんが、一方で闇バイトに応募した中高生が逮捕されたなんていう報道は目にしたところでもございます。今後、広域化することも想定されますこの闇バイトの被害の部分なんですけども、特に取手市は、先ほど山野井議員もございましたように、千葉県と隣接しておりまして、首都圏からも交通利便性が高いことから、同様の事件がいつ発生してもおかしくないというような危機的な状況にあるということには言わざるを得ないかと思えます。このような状況の中、市といたしましては対策を強化すべく、茨城県警察と情報共有を図りまして、被害に遭わないよう防犯対策を講じるよう、ホームページ等で周知をするとともに、市が市民から寄せられました不審者情報等があれば、取手警察署に情報提供し、パトロールの強化を依頼するなど、地域の実態に即した犯罪情報等の共有を図っているところでもございます。実際に、先日も市民の方から通報を受けました不審者情報に関しまして、取手警察署にすぐさま情報提供のほうをさせていただいて、警察において不審者を発見しまして職務質問に至ったというような事例もございます。また、防犯ステーション勤務員によります青色パトロールですとか、防犯連絡員と協働した防犯キャンペーンによりまして啓発活動を実施するなど、強盗事件の発生状況また不審者情報を踏まえた対策を強化しているところでもございます。一方で、こうした一般質問で、こういったことを取り上げていただけるという部分に関しましては、防犯対策の重要性などが取り上げられることによりまして、一定の抑止力につながるのではないかと、そういったところでも考えているところでもございます。以上です。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 御答弁ありがとうございます。ちょっと資料をお願いします。

[18番 山野井 隆君資料を示す]

○18番(山野井 隆君) 今のいろんな公助・共助・自助という部分で、この防犯対策もやっていくべきだと思いますけれども、ちょっと見づらくてすみません。今、各自治体は東京なんか結構多いんですけども、これ日立市のホームページの安全・安心・住まいる助成制度防犯対策(令和6年度版)とあるんですけど、これちょっと送っていきますと、この防犯対策工事について補助金——助成金を出していただいています。近隣ですと、県南ですと龍ヶ崎市とか稲敷市とか、また水戸市なんかはもう当然にやっておりますので、ぜひこういうところに財政投資をしていただきたいなと思います。特に今、今朝も取手市の蓋が盗まれるということで、非常に防犯意識が皆さん高まっておりますので、多分、鍵を二重三重にしたりとか、例えば警備会社の割れないガラスフィルムを貼ったりとか、自分でお金を払って対策してる人かなり増えていると思いますし、ただそれもこの物価高の中で、それすら考えてしまうという方もいると思うんです。そこにやはりしっかりと助成して、今あるこの防犯対策工事の助成、こういったものにかなり、ほかのジャンルを含めいろんなジャンルで、この防犯に対して投資をしていただいて、取手はもう防犯——防犯都市なんだという宣言ができるぐらいの措置をやっぱりしていくべきだと思います。お答えをお願いします。

○議長(岩澤 信君) 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長(立野啓司君) お答えいたします。防犯対策につきましては、地域を見守る防犯ボランティアの活動促進などによるソフト面での対策のほか、防犯カメラやセンサーライトの設置等の防犯設備によるハード面での対策がございます。現在、市におきましては、防犯対策にかかる経費の助成として、自主防犯組織の結成時に必要な反射ベスト、腕章、誘導棒などの経費を1団体につき上限5万円補助しているところでございます。しかしながら、昨今の強盗事件の多発等に伴い防犯対策用品の需要が高まっているところであり、先進自治体においては、防犯カメラ設置補助、防犯効果の高いドア・窓等への改修補助等のハード面に関する補助を実施している自治体もございます。これまでも議会におきまして、防犯カメラの設置補助の提案をいただいているところでございますが、市といたしましても、改めて防犯カメラの設置補助を含めた防犯設備の設置補助等について、警察等の意見を伺いながら検討してまいりたいと考えてございます。

○議長(岩澤 信君) 山野井 隆君。

○18番(山野井 隆君) ありがとうございます。久々に「調査研究」じゃなくて「検討」というふうに……。

[笑う者あり]

○18番(山野井 隆君) 本当にありがとうございます。この後なんです、大事なのは、この制度を知らないと、買った後に気づくということになりますので、周知、これはどうしますか。

○議長(岩澤 信君) 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長(立野啓司君) お答えいたします。ホームページはもちろんでございますが、先ほども御説明させていただきましたように、防犯に関しましては、地区の防犯連絡

員の方なんかもいらっしゃるものですから、そういった形——実際にそういったものの助成ができるようになったら、そういった方々にも情報提供いたしまして、地域においても周知のほうを進めていただければと思っております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） すぐやっていただけるということなんで、ありがとうございます。本当にこの自治体の支援を受けることで、この地域住民が主体的に防犯活動に取り組み、防犯意識の向上が期待できます。これらにより取手市民の安全と安心が確保され、安全で住みよいまちづくりに大きく寄与すると考えられます。防犯都市宣言、発出できるよう予算措置をお願いし質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、山野井 隆君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 2時 25分散会